

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月29日

【計算期間】 第13期 自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日

【ファンド名】 ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的および基本的性格】

ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCIコクサイ指数（円ベース）)の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

MSCIコクサイ指数（円ベース）とは、MSCIコクサイ指数の構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 ( )	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米			日経 225

債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州 アジア オセアニア	<b>ファミリーファンド</b>	あり ( )	TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)			その他 (MSCIコクサイ指数 (円ベース))
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品

分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## ファンドの目的

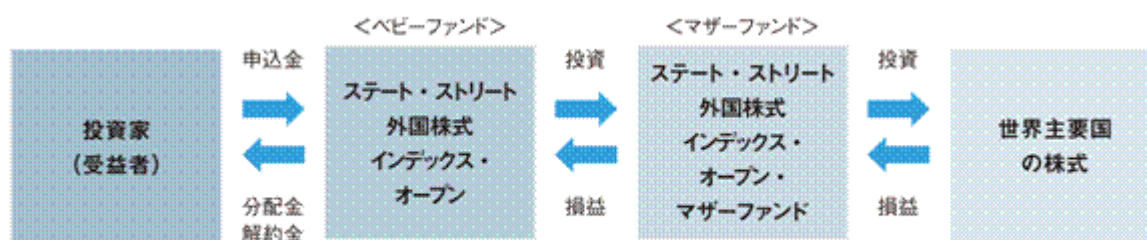
当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ指数（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

## ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の株式市場に投資します。
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。  
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 3 MSCI コクサイ指数（円ベース）に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。  
※MSCI コクサイ指数（円ベース）とは、MSCIコクサイ指数の構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。
- 4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

## ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

## 投資対象とするマザーファンドの概要

## ■ ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、日本を除く世界の主要国の株式市場の動き（MSCIコクサイ指数、円ベース）に連動した投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界の取引所に上場されている株式（それらに類するものを含みます。）
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本を除く世界の取引所に上場されている株式（それらに類するものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ指数（円ベース）に連動した投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</li> <li>・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>

## ■ 主な投資制限

- 1.マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2.株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 3.投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券を除きます。）への実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4.同一銘柄の株式への実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ■ 収益分配方針

毎決算時（原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当収入および売買益の全額とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針  
分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## ■ 収益分配金に関する留意事項

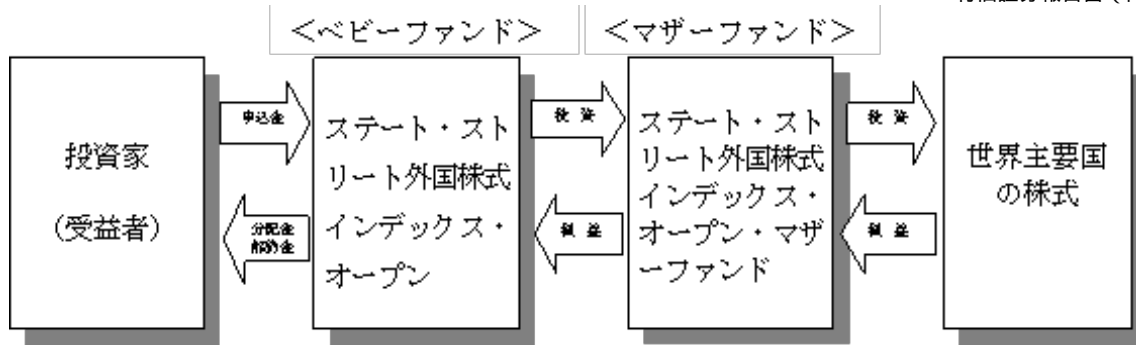
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成10年12月1日	信託契約締結
平成10年12月1日	当ファンドの設定
平成10年12月1日	当ファンドの運用開始
平成14年1月11日	当ファンドのファミリーファンド方式による運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場に投資します。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



マザーファンドには、「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

### ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（注）平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号は三井住友信託銀行株式会社となる予定です。

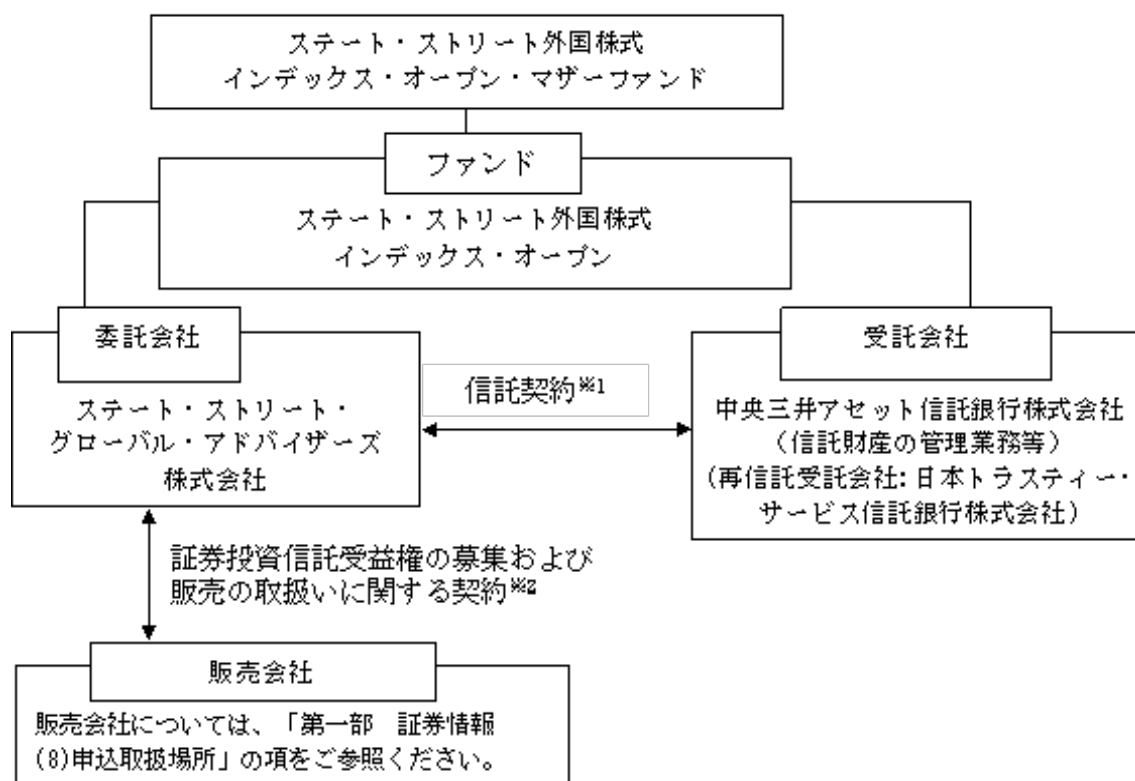
（再信託受託会社：日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

### ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

## 2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

### 委託会社の概況（平成23年12月30日現在）

#### 1）資本金

3億1千万円

#### 2）沿革

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年3月31日	投資顧問業の登録
平成10年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

#### 3）大株主の状況

（平成23年12月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ロード 2711	6,200株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)を主たる投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ指数）の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差および売買の際の株式売買委託手数料等を負担することにより、当ファンドの基準価額とMSCIコクサイ指数との間には若干の乖離が生ずる場合があります。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

株式の組入率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## (2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結されたステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第18条第1項)。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(クローズド・エンド型の外国投資証券を除きます。金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書および8)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から5)までの証券および8)の証券のうち2)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます(信託約款第18条第2項)。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第18条第3項)。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しに

より行うことの指図をすることができるものとします(信託約款第22条第1項)。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)(信託約款第23条第1項)。

委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます(信託約款第23条第2項)。

委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます(信託約款第23条第3項)。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます(信託約款第24条第1項)。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます(信託約款第25条第1項)。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます(信託約款第26条第1項)。

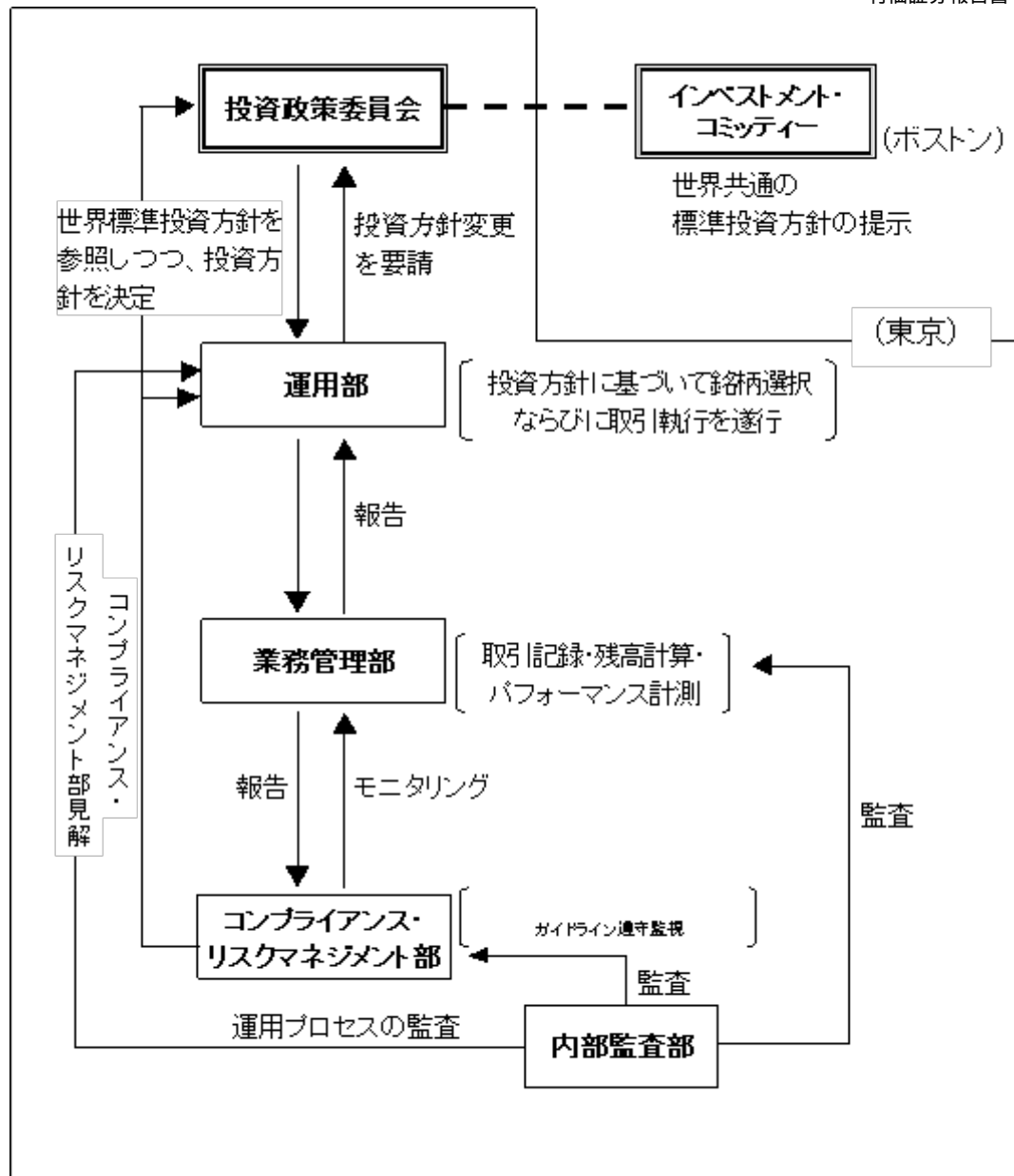
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行う指図をすることができるものとします(信託約款第27条第1項)。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします(信託約款第28条第1項)。

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます(信託約款第30条第1項)。

2) 上記1)においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(信託約款第30条第4項)。

### (3)【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル/プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

#### (4) 【分配方針】（信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」）

毎決算時（原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益の全額とします。

分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

< 収益分配金に関する留意事項 >

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (5)【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限は以下の通りです。

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 6) 有価証券先物取引等は、後記 5)の範囲で行います。
- 7) スワップ取引は、後記 6)の範囲で行います。
- 8) 金利先物取引及び為替先渡取引は、後記 7)の範囲で行います。

信託約款上のその他の投資制限

#### 1) 投資信託証券への投資制限(信託約款第18条第4項および第5項)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 上記(a)においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 2) 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### 3) 同一銘柄の株式への投資制限（信託約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 4) 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの

信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (d) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(c)の売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 5) 先物取引等の運用指図(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。
- 6) スワップ取引の運用指図(信託約款第24条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本(c)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全

部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
  - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 8) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第26条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - (ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - (b) 上記(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 9) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第27条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行う指図をすることができるものとします。
  - (b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 10) 公社債の借入れ(信託約款第28条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
  - (b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 11) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第29条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 12) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第30条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をする

ものとし、

- (d) 上記(a)及び(b)においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (参考) 「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

#### (1) 投資方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ指数）の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

株式の組入率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

#### (2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に限ります。）

15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書および8)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から5)までの証券および8)の証券または証書のうち2)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### (3) 主な運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## ベンチマークについて

### MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSgA」といいます。）は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要国の株式に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行って下さい。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 株価変動リスク

当ファンドは、日本を除く世界主要国の株式を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

#### 信用リスク

当ファンドは、日本を除く世界主要国の株式を実質的な主要投資対象としていることから、世界主要国の株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本を除く世界主要国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受け、一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

#### 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

#### 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

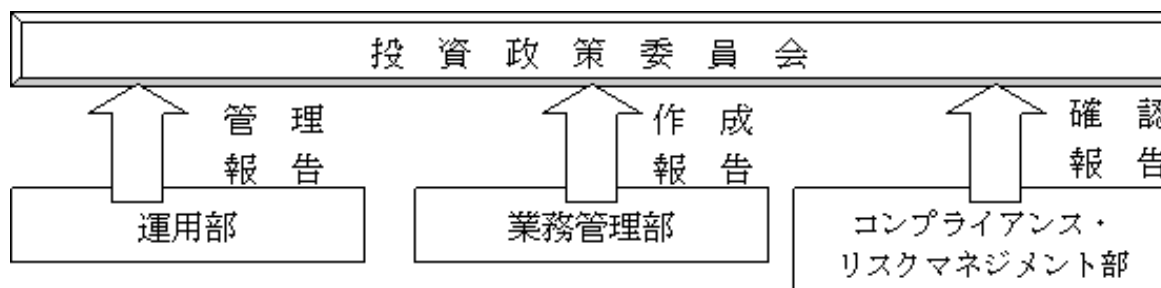
当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄

の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

#### ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## (2) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

## 4 【手数料等及び税金】

### 直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。販売会社によって異なります。詳しくは「第一部証券情報(8)申込取扱場所」の各販売会社にお問い合わせください。
中途換金時 （解約請求）	所得税及び地方税	受益者毎の個別元本超過額に対して 10%*
	信託財産留保額	解約請求日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して 10%*
償還時		受益者毎の個別元本超過額に対して 10%*

\* 個人の受益者に対する税率を記載しています（所得税7%及び地方税3%）。税率は平成26年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

償還乗換優遇措置等をご利用になれる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料を取得申込日の

翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社にご確認ください。なお、委託会社においては下記においてご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

なお、申込手数料には消費税等相当額が加算されます。したがって、お申込金額（お申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数）の他に申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります。

収益分配金を再投資する場合の手数料は、無手数料とします。

償還乗換えでファンドをお申込みになる場合（以下「償還乗換え」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのうちいずれか大きい額）で取得する口数については上記手数料を無料とします。販売会社によって償還乗換えが利用できない場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

上記 および の規定にかかわらず、販売会社は、追加型投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込を行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社でファンドに係る受益権の取得申込をする場合の手数料を独自に定めることができます。詳細については、販売会社にご確認ください。販売会社については、上記 の記載の照会先までお問い合わせください。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は、ありません。

## (3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下の金額とします。

支払先	報酬額
委託会社	信託財産の純資産総額の年率0.3675%（税抜0.35%）相当額
販売会社	信託財産の純資産総額の年率 0.525%（税抜0.50%）相当額
受託会社	信託財産の純資産総額の年率 0.105%（税抜0.10%）相当額
合計	信託財産の純資産総額の年率0.9975%（税抜0.95%）相当額

上記 の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との間の配分は別に定めます。（信託約款第44条第2項）。信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。（信託約款第44条第3項）。委託会社および販売会社の報酬は当ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に支弁されます。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財

産中から支弁することもできるものとします（信託約款第43条）。

信託財産に係る監査費用(ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0525% (税抜0.05%、上限：200万円)の率を乗じて得た額とします。)は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金の借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

##### 個人の受益者に対する課税

###### ・収益分配時

平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

###### ・解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と元本額が一致する場合には元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また選択により、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行われるものに限り）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

##### 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

以上の内容は、税法が改正された場合等には変更となる場合があります。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成23年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	11,940,686,963	99.99
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		1,485,718	0.01
純資産総額		11,942,172,681	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## &lt;参考情報&gt;

親投資信託受益証券(ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(平成23年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	69,091,477,495	55.68
	イギリス	12,870,308,811	10.37
	カナダ	6,795,293,441	5.48
	フランス	4,899,455,763	3.95
	スイス	4,793,184,605	3.86
	オーストラリア	4,516,612,553	3.64
	ドイツ	4,373,628,618	3.52
	スペイン	1,823,909,412	1.47
	スウェーデン	1,707,312,325	1.38
	香港	1,512,333,385	1.22
	オランダ	1,379,929,290	1.11
	イタリア	1,258,877,046	1.01
	シンガポール	911,047,733	0.73
	デンマーク	585,080,296	0.47
	ベルギー	530,397,537	0.43
	ノルウェー	516,572,335	0.42
	フィンランド	464,972,046	0.38
	イスラエル	363,538,487	0.29
	アイルランド	150,175,245	0.12
	オーストリア	136,404,014	0.11
ポルトガル	121,504,332	0.10	
ニュージーランド	66,000,710	0.05	
ギリシャ	47,506,996	0.04	
小計		118,915,522,475	95.83
投資証券	アメリカ	1,525,073,542	1.23
	オーストラリア	326,194,911	0.26
	フランス	145,662,953	0.12
	イギリス	129,405,921	0.10
	香港	46,515,750	0.04
	シンガポール	31,105,343	0.03
	カナダ	30,356,748	0.02

	オランダ	15,232,800	0.01
	小計	2,249,547,968	1.81
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		2,925,673,583	2.36
純資産総額		124,090,744,026	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年12月30日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド		13,890,980,646	0.8302	11,532,754,987	0.8596	11,940,686,963	99.99
投資比率：合計										99.99

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券		99.99
合計		99.99

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

## <参考情報>

親投資信託受益証券(ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)  
投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成23年12月30日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	371,500	5,981	2,221,769,941	6,629	2,462,632,560	1.98
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	70,808	29,013	2,054,321,914	31,494	2,230,029,191	1.80
3	アメリカ	株式	IBM CORP	ソフトウェア・サービス	91,761	14,066	1,290,735,515	14,474	1,328,115,056	1.07
4	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	152,400	7,571	1,153,835,426	8,355	1,273,258,992	1.03
5	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	575,183	1,931	1,110,713,804	2,023	1,163,477,181	0.94
6	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	810,539	1,160	940,128,623	1,405	1,138,614,224	0.92
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	252,501	4,192	1,058,580,899	4,432	1,119,130,892	0.90
8	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	211,479	4,861	1,028,016,802	5,206	1,101,012,078	0.89
9	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	209,520	4,881	1,022,565,963	5,122	1,073,059,026	0.86
10	アメリカ	株式	AT & T INC	電気通信サービス	453,116	2,181	988,420,173	2,345	1,062,745,425	0.86

11	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	598,595	1,508	902,774,640	1,688	1,010,269,971	0.81
12	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	19,450	45,317	881,415,225	49,940	971,336,423	0.78
13	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	158,035	5,146	813,186,571	5,454	861,960,565	0.69
14	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	3,883,867	203	790,123,726	214	832,701,064	0.67
15	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	食品・飲料・タバコ	134,633	5,789	779,325,867	6,149	827,889,821	0.67
16	アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	銀行	380,551	1,872	712,383,556	2,158	821,252,804	0.66
17	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	1,365,135	583	795,785,728	589	804,699,575	0.65
18	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	1,449,195	526	761,879,896	552	800,164,881	0.64
19	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	276,913	2,565	710,318,425	2,848	788,616,019	0.64
20	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	178,559	4,038	720,977,084	4,403	786,238,577	0.63
21	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	300,974	2,220	668,238,847	2,598	781,951,760	0.63
22	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	401,587	1,833	736,152,824	1,909	766,435,616	0.62
23	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	53,776	11,709	629,658,021	13,156	707,475,926	0.57
24	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	390,637	1,638	639,786,333	1,765	689,630,695	0.56
25	アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	233,674	2,680	626,357,361	2,933	685,396,266	0.55
26	アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	144,584	4,522	653,828,482	4,664	674,285,209	0.54
27	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	245,787	2,767	680,188,368	2,730	670,910,026	0.54
28	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	214,199	2,848	609,956,542	3,113	666,905,801	0.54
29	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	162,485	3,752	609,717,585	3,953	642,363,494	0.52
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	121,114	4,949	599,384,514	5,173	626,500,873	0.50
									投資比率：合計	23.66

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	12.46
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.01
	資本財	7.23
	食品・飲料・タバコ	7.01
	素材	6.99
	銀行	6.91
	ソフトウェア・サービス	5.75
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.39
	電気通信サービス	4.28
	各種金融	4.14
	公益事業	3.88
	保険	3.83
	小売	2.69
ヘルスケア機器・サービス	2.66	

	メディア	2.50
	食品・生活必需品小売り	2.39
	家庭用品・パーソナル用品	1.85
	運輸	1.78
	消費者サービス	1.73
	半導体・半導体製造装置	1.62
	自動車・自動車部品	1.17
	耐久消費財・アパレル	1.15
	商業・専門サービス	0.81
	不動産	0.60
	小計	95.83
投資証券		1.81
	合計	97.64

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注2) 平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

#### 投資不動産物件

該当する事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	72	22,149,774.99	22,633,200.00	1,759,504,968	1.42
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	178	4,034,118.03	4,054,840.00	408,362,936	0.33
	FTSE100INDEX	ロンドン国際金融先物オプション取引所	買建	イギリス・ポンド	55	2,975,739.58	3,029,675.00	362,985,361	0.29
	S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	20	2,682,728.00	2,683,200.00	204,513,504	0.16
	SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	20	2,092,000.00	2,017,500.00	159,624,600	0.13
	FSMI INDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	28	1,593,597.56	1,627,920.00	134,612,704	0.11

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成23年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成11年11月30日）	分配付：	1,517,515,971	分配付：	1.0081
		分配落：	1,517,515,971	分配落：	1.0081

第2期	(平成12年11月30日)	分配付：726,164,754 分配落：726,164,754	分配付：1.0183 分配落：1.0183
第3期	(平成13年11月30日)	分配付：767,878,533 分配落：767,878,533	分配付：0.9394 分配落：0.9394
第4期	(平成14年12月 2日)	分配付：833,610,581 分配落：833,610,581	分配付：0.7815 分配落：0.7815
第5期	(平成15年12月 1日)	分配付：1,047,219,139 分配落：1,047,219,139	分配付：0.8181 分配落：0.8181
第6期	(平成16年11月30日)	分配付：1,724,863,217 分配落：1,724,863,217	分配付：0.8917 分配落：0.8917
第7期	(平成17年11月30日)	分配付：1,673,009,460 分配落：1,645,299,432	分配付：1.1301 分配落：1.1114
第8期	(平成18年11月30日)	分配付：3,312,291,303 分配落：3,264,415,659	分配付：1.2916 分配落：1.2729
第9期	(平成19年11月30日)	分配付：8,965,387,919 分配落：8,901,364,343	分配付：1.3566 分配落：1.3469
第10期	(平成20年12月 1日)	分配付：7,381,966,058 分配落：7,381,966,058	分配付：0.6536 分配落：0.6536
第11期	(平成21年11月30日)	分配付：11,581,523,779 分配落：11,581,523,779	分配付：0.7941 分配落：0.7941
第12期	(平成22年11月30日)	分配付：12,772,704,800 分配落：12,772,704,800	分配付：0.8165 分配落：0.8165
第13期	(平成23年11月30日)	分配付：11,496,637,751 分配落：11,496,637,751	分配付：0.7351 分配落：0.7351
平成22年12月末日		13,136,772,068	0.8428
平成23年 1月末日		13,486,826,406	0.8626
2月末日		13,737,930,907	0.8857
3月末日		14,065,296,010	0.9096
4月末日		14,356,677,908	0.9314
5月末日		13,799,355,793	0.8944
6月末日		13,490,836,599	0.8738
7月末日		12,922,445,964	0.8368
8月末日		11,717,390,051	0.7537
9月末日		11,024,116,261	0.7071
10月末日		12,549,284,752	0.8029
11月末日		11,496,637,751	0.7351
12月末日		11,942,172,681	0.7605

## 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	(平成11年11月30日)	0.0000円
第2期	(平成12年11月30日)	0.0000円
第3期	(平成13年11月30日)	0.0000円
第4期	(平成14年12月 2日)	0.0000円
第5期	(平成15年12月 1日)	0.0000円
第6期	(平成16年11月30日)	0.0000円

第7期	（平成17年11月30日）	0.0200円
第8期	（平成18年11月30日）	0.0200円
第9期	（平成19年11月30日）	0.0100円
第10期	（平成20年12月 1日）	0.0000円
第11期	（平成21年11月30日）	0.0000円
第12期	（平成22年11月30日）	0.0000円
第13期	（平成23年11月30日）	0.0000円

## 【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成10年12月 1日 至平成11年11月30日	0.8%
第2期	自平成11年12月 1日 至平成12年11月30日	1.0%
第3期	自平成12年12月 1日 至平成13年11月30日	7.7%
第4期	自平成13年12月 1日 至平成14年12月 2日	16.8%
第5期	自平成14年12月 3日 至平成15年12月 1日	4.7%
第6期	自平成15年12月 2日 至平成16年11月30日	9.0%
第7期	自平成16年12月 1日 至平成17年11月30日	26.7%
第8期	自平成17年12月 1日 至平成18年11月30日	16.2%
第9期	自平成18年12月 1日 至平成19年11月30日	6.6%
第10期	自平成19年12月 1日 至平成20年12月 1日	51.5%
第11期	自平成20年12月 2日 至平成21年11月30日	21.5%
第12期	自平成21年12月 1日 至平成22年11月30日	2.8%
第13期	自平成22年12月 1日 至平成23年11月30日	10.0%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成10年12月 1日 至平成11年11月30日	2,438,831,098	933,486,535	1,505,344,563
第2期	自平成11年12月 1日 至平成12年11月30日	385,283,281	1,177,478,841	713,149,003

第3期	自平成12年12月 1日 至平成13年11月30日	386,102,172	281,871,303	817,379,872
第4期	自平成13年12月 1日 至平成14年12月 2日	544,394,668	295,036,059	1,066,738,481
第5期	自平成14年12月 3日 至平成15年12月 1日	332,872,200	119,583,578	1,280,027,103
第6期	自平成15年12月 2日 至平成16年11月30日	879,610,885	225,244,919	1,934,393,069
第7期	自平成16年12月 1日 至平成17年11月30日	476,681,676	930,713,827	1,480,360,918
第8期	自平成17年12月 1日 至平成18年11月30日	1,587,902,928	503,777,733	2,564,486,113
第9期	自平成18年12月 1日 至平成19年11月30日	5,861,649,089	1,817,289,361	6,608,845,841
第10期	自平成19年12月 1日 至平成20年12月 1日	6,177,238,068	1,492,536,471	11,293,547,438
第11期	自平成20年12月 2日 至平成21年11月30日	5,031,275,064	1,739,732,789	14,585,089,713
第12期	自平成21年12月 1日 至平成22年11月30日	3,069,503,461	2,010,702,620	15,643,890,554
第13期	自平成22年12月 1日 至平成23年11月30日	2,206,630,328	2,210,436,388	15,640,084,494

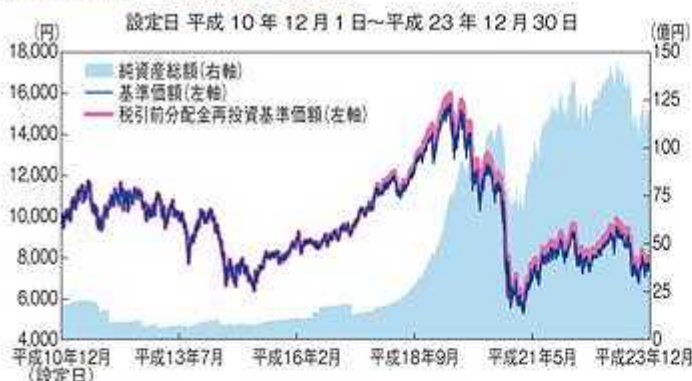
(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

（平成23年12月30日現在）

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## ＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	7.605 円
純資産総額	119.4 億円

## 主要な資産の状況

## ＜銘柄別投資比率＞

国/地域名	種類	銘柄名	投資比率
1 アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	1.98%
2 アメリカ	株式	APPLE INC	1.80%
3 アメリカ	株式	IBM CORP	1.07%
4 アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	1.03%
5 アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	0.94%
6 アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	0.92%
7 スイス	株式	NESTLE SA-REG	0.90%
8 アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	0.89%
9 アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	0.86%
10 アメリカ	株式	AT & T INC	0.86%

(注)投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

## 分配の推移

計算期間	分配金
第1期(平成11年11月30日)	0円
第2期(平成12年11月30日)	0円
第3期(平成13年11月30日)	0円
第4期(平成14年12月2日)	0円
第5期(平成15年12月1日)	0円
第6期(平成16年11月30日)	0円
第7期(平成17年11月30日)	200円
第8期(平成18年11月30日)	200円
第9期(平成19年11月30日)	100円
第10期(平成20年12月1日)	0円
第11期(平成21年11月30日)	0円
第12期(平成22年11月30日)	0円
第13期(平成23年11月30日)	0円
設定来累計	500円

※分配金は1万円当たり、税引前です。

## ＜業種別投資比率＞

業種	投資
1 エネルギー	12.46%
2 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.01%
3 資本財	7.23%
4 食品・飲料・タバコ	7.01%
5 素材	6.99%
6 銀行	6.91%
7 ソフトウェア・サービス	5.75%
8 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.39%
9 電気通信サービス	4.28%
10 各種金融	4.14%

(注)投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



※平成23年は12月末までの収益率です。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- 1) 営業時間内においていつでも、お申込日の翌営業日の基準価額にて販売会社においてお申込みいただくことができます。ただし、お申込日が米国もしくは英国の取引所 または銀行の休業日に当たる場合は、原則としてお申込みはできません。なお、この場合の申込みの受付は、募集期間中の販売会社の毎営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます(信託約款第11条第3項)。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じとします。
- 2) また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます(信託約款第11条第8項)。
- 3) お申込単位の詳細については販売会社にお問い合わせください。
- 4) 償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のうちいずれか大きい額)で取得する口数に係る申込手数料を無料とします。販売会社によって償還乗換えが利用できない場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

### 2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益権の買取り
  - (a) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位(別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍)をもってその受益権を買取ります(信託約款第51条第1項)。
  - (b) 受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の一部解約の価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします(信託約款第51条第2項)。
  - (c) 前記(a)および(b)の規定にかかわらず、買取りの請求日が後記2)(c)に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日と同日の場合には、受益権の買取請求を受け付けないものとします(信託約款第51条第3項)。
  - (d) 販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記(a)による受益権の買取りを中止することができます(信託約款第51条第4項)。
  - (e) 上記(d)により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が後記2)(c)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)に買取りを受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします(信託約款第51条第5項)。
- 2) 一部解約
  - (a) 受益者(上記1)の委託会社の指定する販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位(別に定める契約にかかる受益権または委託会社の指定する販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます(信託約款第52条第1項)。なお、一部解約の請求の受け付けは、営業日の午後3時までとし、当該受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
  - (b) 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託会社の指

定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします(信託約款第52条第2項)。

- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次のいずれかに該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします(信託約款第52条第3項)。

米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日

一部解約の実行の請求日から当該請求日にかかる一部解約金の支払開始日までの期間中(一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。)の全日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に当たる場合

- (d) 委託会社は、上記(a)の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記(a)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます(信託約款第52条第4項)。一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います(信託約款第48条第5項)。
- (e) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、上記(a)による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます(信託約款第52条第6項)。
- (f) 上記(e)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が上記(c)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の解約価額(後記(g)参照)とします(信託約款第52条第7項)。
- (g) 上記(d)の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします(以下「解約価額」といいます。)(信託約款第52条第5項)。なお、一部解約の価額からは、所得税および地方税(解約価額が個別元本を上回った場合、個人受益者はその超過額の10%、法人受益者の場合は7%(平成26年1月1日以降は15%となります。))が差し引かれます。

\* 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

\* 税法が改正された場合等には変更となることがあります。

### 3) 解約価額

解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認いただけます。ご照会方法の詳細については、後記3-3)をご参照ください。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### 1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び約款28条に定める借入公社債を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法<sup>\*</sup>により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

\*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の前営業日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>*</sup> の取引所の終値で評価します。 <sup>*</sup> 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、算出日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)1)の事由により信託が終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします（信託約款第41条第1項）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)1)に定める信託期間の終了日とします（信託約款第41条第2項）。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 信託の終了

受益権の口数の減少に伴う解約(信託約款第52条第8項ないし第13項)

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合または下ることが明らかとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告

を行いません。

- (へ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約の解約(信託約款第53条第1項および第2項)

委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令(信託約款第54条第1項)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い(信託約款第55条)

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 前記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記 2) (d) に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い(信託約款第56条)

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割による事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い(信託約款第57条)

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、下記2) (a) ないし(e)の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- (ロ) 受託者が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (b) 上記(a) ii. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします(信託約款第53条第3項)。
- (c) 上記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a) ii. の信託契約の解約をしません(信託約款第53条第4項)。
- (d) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません(信託約款第53条第5項)。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません(信託約款第53条第6項)。

## 2) 約款変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます(信託約款第58条第1項)。

- (b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第58条第2項)。
- (c) 上記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします(信託約款第58条第3項)。
- (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託約款の変更をしません(信託約款第58条第4項)。
- (e) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第58条第5項)。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記(a)ないし(e)の規定に従います(信託約款第54条第2項)。
- 3) 募集・売出し契約の変更  
委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。
- 4) 反対者の買取り請求権  
上記1)(a) i. および ii. に規定する信託契約の解約または上記2)(a)ないし(e)に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記1)(a) i. (八)、1)(b)または2)(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該解約または変更がなければ信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取り請求権の内容および買取り請求の手續に関する事項は、上記1)(a) i および ii. または1)(b)に規定する公告または書面に付記します(信託約款第59条)。
- 5) 公告  
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第61条)。

## 4【受益者の権利等】

収益分配金、償還金および一部解約金の請求権に関する内容および権利行使の手續

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います(信託約款第48条第1項)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が委託会社の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託会社の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます(信託約款第48条第2項)。また、委託会社は、上記1)の規定にかかわらず、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、なお、この場合における1口当りの取得価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。ただし、前記第2) (d)により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益

権に帰属する収益分配金があるときは、上記1)の規定に準じて受益者に支払います(信託約款第48条第3項)。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します(信託約款第50条)。

- 3) 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います(信託約款第48条第4項)。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します(信託約款第50条)。

- 4) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います(信託約款第48条第5項)。
- 5) 上記(2)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託会社において行うものとし、(信託約款第48条第6項)。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、ここでいう「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、(信託約款第48条第7項)。

#### 受益権

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します(信託約款第4条)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

#### 議決権、受益者集会に関する権利

受益権には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

#### 反対した受益者の買取請求権

#### 帳簿閲覧謄写請求権

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成21年12月1日から平成22年11月30日まで)及び第13期計算期間(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成22年11月30日現在)	第13期 (平成23年11月30日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	69,857,409	77,532,910
親投資信託受益証券	12,770,701,973	11,495,181,587
未収利息	133	148
流動資産合計	12,840,559,515	11,572,714,645
<b>資産合計</b>		
	12,840,559,515	11,572,714,645
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,844,745	13,226,406
未払受託者報酬	6,411,585	6,394,792
未払委託者報酬	54,498,385	54,355,696
その他未払費用	2,100,000	2,100,000
流動負債合計	67,854,715	76,076,894
<b>負債合計</b>		
	67,854,715	76,076,894
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	15,643,890,554	15,640,084,494
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,871,185,754	4,143,446,743
(分配準備積立金)	789,793,181	882,730,551
元本等合計	12,772,704,800	11,496,637,751
<b>純資産合計</b>		
	12,772,704,800	11,496,637,751
<b>負債純資産合計</b>		
	12,840,559,515	11,572,714,645

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自平成21年12月1日 至平成22年11月30日	第13期 自平成22年12月1日 至平成23年11月30日
<b>営業収益</b>		
受取利息	29,913	30,911
有価証券売買等損益	479,227,415	1,115,912,077
為替差損益	73	-
<b>営業収益合計</b>	<b>479,257,401</b>	<b>1,115,881,166</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	12,948,109	13,581,776
委託者報酬	110,058,774	115,444,974
その他費用	4,200,000	4,200,000
<b>営業費用合計</b>	<b>127,206,883</b>	<b>133,226,750</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>352,050,518</b>	<b>1,249,107,916</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>352,050,518</b>	<b>1,249,107,916</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>352,050,518</b>	<b>1,249,107,916</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	55,817,413	54,755,064
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>3,003,565,934</b>	<b>2,871,185,754</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	411,422,256	402,548,286
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	411,422,256	402,548,286
剰余金減少額又は欠損金増加額	575,275,181	370,946,295
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	575,275,181	370,946,295
分配金	-	-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>2,871,185,754</b>	<b>4,143,446,743</b>

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第12期	第13期
	自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日
1 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては、 親投資信託受益証券の基準価額に基 づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託 財産の計算に関する規則」（平成12 年総理府令第133号）第60条に基 づき、取引発生時の外国通貨の額をも って記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び 外貨建各損益勘定の前日の外貨建純 資産額に対する当該売却外国通貨の 割合相当額を当該外国通貨の売却時 の外国為替相場等で円換算し、前日 の外貨基金勘定に対する円換算した外 貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産 等の外国投資勘定と、円換算した外 貨基金勘定を相殺した差額を為替差 損益とする計理処理を採用して おります。	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第12期	第13期
	(平成22年11月30日現在)	(平成23年11月30日現在)
1 期首元本額	14,585,089,713円	15,643,890,554円
期中追加設定元本額	3,069,503,461円	2,206,630,328円
期中一部解約元本額	2,010,702,620円	2,210,436,388円
2 計算期間末日における受益権の総数	15,643,890,554口	15,640,084,494口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は2,871,185,754円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は4,143,446,743円 であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第12期	第13期
	自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日
1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（211,126,391円）、収益調整金（5,540,332,111円）及び分配準備積立金（578,666,790円）より分配対象収益は6,330,125,292円（1万口当たり4,046円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（194,862,812円）、収益調整金（5,647,684,758円）及び分配準備積立金（687,867,739円）より分配対象収益は6,530,415,309円（1万口当たり4,175円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第12期	第13期
	自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p>	同左

3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。	同左
------------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第12期 (平成22年11月30日現在)	第13期 (平成23年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	第12期 （平成22年11月30日現在）	第13期 （平成23年11月30日現在）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益 証券	477,887,687	1,121,229,333
合計	477,887,687	1,121,229,333

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

第12期（平成22年11月30日現在）

該当する事項はありません。

第13期（平成23年11月30日現在）

該当する事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	第13期 自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日
該当する事項はありません。	同左

## （1口当たり情報に関する注記）

	第12期 （平成22年11月30日現在）	第13期 （平成23年11月30日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8165円 （8,165円）	0.7351円 （7,351円）

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受 益証券	ステート・ストリート外国株式インデッ クス・オープン・マザーファンド	13,846,279,918	11,495,181,587	
合計		13,846,279,918	11,495,181,587	

（注）親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

[次へ](#)

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成22年11月30日現在)	(平成23年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		2,314,223,251	3,222,719,199
コール・ローン		77,898,548	72,472,229
株式		130,740,204,459	115,132,301,454
投資証券		2,299,797,895	2,139,808,577
派生商品評価勘定		18,018,225	102,583,345
未収入金		1,504,283,728	257,633,930
未収配当金		272,255,889	293,305,529
未収利息		149	138
差入委託証拠金		274,152,303	514,422,781
流動資産合計		137,500,834,447	121,735,247,182
資産合計		137,500,834,447	121,735,247,182
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		40,275,196	72,472,023
未払金		971,323,503	778,447,570
未払解約金		178,518,900	12,680,000
流動負債合計		1,190,117,599	863,599,593
負債合計		1,190,117,599	863,599,593
純資産の部			
元本等			
元本	1	149,320,974,556	145,599,209,042
剰余金			
剰余金又は欠損金( )	3	13,010,257,708	24,727,561,453
元本等合計		136,310,716,848	120,871,647,589
純資産合計		136,310,716,848	120,871,647,589
負債純資産合計		137,500,834,447	121,735,247,182

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式、投資証券</p> <p>同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>先物取引</p> <p>同左</p> <p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p>	<p>受取配当金</p> <p>同左</p>

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
---------------------------	---	------------------------------

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	（平成22年11月30日現在）	（平成23年11月30日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	355,719,056,631円	149,320,974,556円
同期中における追加設定元本額	71,599,675,539円	47,205,780,885円
同期中における一部解約元本額	277,997,757,614円	50,927,546,399円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	13,989,157,601円	13,846,279,918円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	5,170,921,065円	6,022,534,020円
ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン	円	10,797,541円
ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンドVA1（適格機関投資家専用）	7,200,260,090円	6,558,706,981円
ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンドVA2（適格機関投資家専用）	8,033,404,057円	982,607,092円
ステート・ストリート・バランスファンドVA30A＜適格機関投資家限定＞	115,969,237円	117,946,535円
ステート・ストリート・バランスファンドVA30B＜適格機関投資家限定＞	8,594,546,539円	8,488,279,084円
ステート・ストリート・バランスファンドVA40A＜適格機関投資家限定＞	16,571,912円	16,447,632円

ステート・ストリート・バランスファン ドVA40B<適格機関投資家限定>	113,471,384円	108,118,871円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50A<適格機関投資家限定>	55,519,949円	57,958,628円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50B<適格機関投資家限定>	33,301,149,578円	31,162,255,758円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50C<適格機関投資家限定>	147,413,687円	150,750,267円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA25A<適格機関投資家限定>	5,856,048,327円	5,838,663,967円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA37.5A<適格機関投資家限定>	3,025,482,755円	2,853,777,333円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA75A<適格機関投資家限定>	354,828,207円	336,277,611円
ステート・ストリート4資産バランス 20VA<適格機関投資家限定>	1,513,514,922円	1,337,731,325円
ステート・ストリート4資産バランス 40VA<適格機関投資家限定>	10,599,882,432円	10,036,239,315円
ステート・ストリート4資産バランス 30VA<適格機関投資家限定>	2,498,533,917円	2,315,388,448円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA35A<適格機関投資家限定>	8,572,058,761円	7,911,283,279円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA40C<適格機関投資家限定>	1,816,079,114円	1,775,121,919円
ステート・ストリート世界4資産 balan スVA45<適格機関投資家限定>	5,002,795,841円	4,870,104,145円
ステート・ストリート世界4資産 balan スVA20<適格機関投資家限定>	186,320,356円	177,743,712円
ステート・ストリート・グローバル4資 産30VA<適格機関投資家限定>	154,912,624円	138,312,864円
ステート・ストリート・グローバル4資 産45VA<適格機関投資家限定>	202,630,279円	193,518,148円
ステート・ストリート4資産バランス3 0VA2<適格機関投資家限定>	155,701,423円	147,726,154円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA25B<適格機関投資家限定>	1,256,256,087円	1,200,205,401円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA20A<適格機関投資家限定>	9,718,924円	10,096,262円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA35B<適格機関投資家限定>	14,264,156円	14,278,874円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50D<適格機関投資家限定>	456,325円	171,530円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA10A<適格機関投資家限定>	146,459,020円	145,239,357円
ステート・ストリート外国株式インデッ クス・ファンドVA3<適格機関投資家 限定>	16,608,932,676円	22,232,551,424円
ステート・ストリート4資産インデッ スバランスVA20<適格機関投資家限 定>	795,446,865円	1,102,628,964円

ステート・ストリート4資産インデックス スバランスVA30<適格機関投資家限定>	134,862円	142,676円
ステート・ストリート4資産インデックス スバランスVA40<適格機関投資家限定>	179,269円	186,186円
ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>	13,811,952,315円	15,439,137,821円
計	149,320,974,556円	145,599,209,042円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	149,320,974,556口	145,599,209,042口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,010,257,708円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,727,561,453円であります。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成22年11月30日現在）	（平成23年11月30日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありませぬ。	同左

2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(平成22年11月30日現在)	(平成23年11月30日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,407,666,512	6,379,367,481
投資証券	284,209,038	35,633,096
合計	8,691,875,550	6,415,000,577

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

（単位：円）

区分	種類	（平成22年11月30日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500	1,691,271,512		1,699,768,035	8,496,523
	S&P 60	229,545,210		232,333,577	2,788,367
	SPI 200	132,973,154		131,643,809	1,329,345
	FTSE100INDEX	402,275,663		394,522,439	7,753,224
	FSMI INDEX	153,110,633		150,989,093	2,121,540
	EURO STOXX 50	492,818,777		470,664,645	22,154,132
	合計	3,101,994,949		3,079,921,598	22,073,351

（単位：円）

区分	種類	（平成23年11月30日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500	2,220,647,972		2,243,581,080	22,933,108
	S&P 60	275,437,497		272,268,637	3,168,860
	SPI 200	210,527,607		211,152,318	624,711
	FTSE100INDEX	469,645,035		474,156,024	4,510,989
	FSMI INDEX	174,364,657		173,996,607	368,050
	EURO STOXX 50	543,582,917		548,910,700	5,327,783
	合計	3,894,205,685		3,924,065,366	29,859,681

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## 通貨関連

（単位：円）

区分	種類	（平成22年11月30日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	138,884,800		139,029,000	144,200
	カナダ・ドル	12,353,880		12,417,000	63,120
	オーストラリア・ドル	5,668,600		5,698,700	30,100
	イギリス・ポンド	18,344,200		18,365,200	21,000
	スイス・フラン	5,031,600		5,058,000	26,400
	ユーロ	25,550,700		25,449,500	101,200
合 計		205,833,780		206,017,400	183,620

(単位：円)

区分	種 類	(平成23年11月30日現在)			
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益	
					うち1年超
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	151,030,000		151,016,466	13,534
	カナダ・ドル	91,840,000		91,813,324	26,676
	オーストラリア・ドル	14,530,000		14,532,035	2,035
	イギリス・ポンド	89,820,000		89,990,182	170,182
	香港・ドル	3,690,000		3,688,159	1,841
	スウェーデン・クローナ	33,680,000		33,789,210	109,210
ユーロ	38,120,000		38,132,265	12,265	
合 計		422,710,000		422,961,641	251,641

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年12月 1日 至 平成22年11月30日	自 平成22年12月 1日 至 平成23年11月30日
該当する事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

	(平成22年11月30日現在)	(平成23年11月30日現在)
本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の1口当 り純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9129円 (9,129円)	0.8302円 (8,302円)

[次へ](#)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	17,610	20.84	366,992.40	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	37,480	76.76	2,876,964.80	
	APACHE CORP	28,939	92.96	2,690,169.44	
	ARCH COAL INC	16,900	14.61	246,909.00	
	BAKER HUGHES	33,220	51.02	1,694,884.40	
	CABOT OIL GAS CORP	8,100	83.09	673,029.00	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	18,808	49.78	936,262.24	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	50,700	23.78	1,205,646.00	
	CHEVRON CORPORATION	152,400	97.39	14,842,236.00	
	CIMAREX ENERGY CO	6,500	63.53	412,945.00	
	CONCHO RESOURCES INC	7,200	96.57	695,304.00	
	CONOCOPHILLIPS	100,100	68.14	6,820,814.00	
	CONSOL ENERGY INC	16,800	37.49	629,832.00	
	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	3,400	66.12	224,808.00	
	DENBURY RESOURCES INC	30,000	15.98	479,400.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	30,740	61.91	1,903,113.40	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	5,100	58.49	298,299.00	
	EL PASO CORPORATION	59,503	25.21	1,500,070.63	
	ENERGEN CORP	5,300	48.81	258,693.00	
	EOG RESOURCES INC	20,554	98.23	2,019,019.42	
	EQT CORPORATION	10,500	58.73	616,665.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	371,500	76.93	28,579,495.00	
	FMC TECHNOLOGIES INC	17,800	49.48	880,744.00	
	HALLIBURTON CO	70,234	33.63	2,361,969.42	
	HELMERICH & PAYNE	7,800	52.84	412,152.00	
	HESS CORP	23,600	57.39	1,354,404.00	
	HOLLYFRONTIER CORP	16,000	22.63	362,080.00	
	KINDER MORGAN INC	8,300	29.54	245,182.00	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	6,417	70.20	450,473.40	
	MARATHON OIL CORP	55,057	26.52	1,460,111.64	
	MARATHON PETROLEUM CORP	26,428	33.17	876,616.76	
	MURPHY OIL CORP	14,100	52.95	746,595.00	
	NABORS INDUSTRIES	22,466	16.65	374,058.90	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	32,431	67.65	2,193,957.15	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	9,900	42.26	418,374.00	
	NOBLE CORP	18,548	34.13	633,043.24	
NOBLE ENERGY INC	13,700	91.99	1,260,263.00		
OCCIDENTAL PETROLEUM	61,446	92.19	5,664,706.74		
PEABODY ENERGY CORP	20,100	34.32	689,832.00		
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	8,024	89.38	717,185.12		
PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	10,930	33.57	366,920.10		

QEP RESOURCES INC	13,800	30.73	424,074.00	
RANGE RESOURCES CORP	12,300	68.58	843,534.00	
ROWAN COMPANIES INC	10,000	32.52	325,200.00	
SCHLUMBERGER LTD	102,687	70.43	7,232,245.41	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	25,900	36.90	955,710.00	
SPECTRA ENERGY CORP	50,219	28.83	1,447,813.77	
SUNOCO INC	9,700	38.45	372,965.00	
ULTRA PETROLEUM CORP	11,300	33.97	383,861.00	
VALERO ENERGY CORP	42,526	21.39	909,631.14	
WEATHERFORD INTL LTD	55,260	14.12	780,271.20	
WHITING PETROLEUM CORP	9,100	44.41	404,131.00	
WILLIAMS COS	45,541	31.10	1,416,325.10	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS	15,896	78.93	1,254,671.28	
AIRGAS INC	5,500	72.81	400,455.00	
ALCOA INC	78,788	9.31	733,516.28	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	8,000	45.65	365,200.00	
BALL CORP	11,700	34.00	397,800.00	
CELANESE CORP DEL COM SER A	12,000	42.56	510,720.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5,500	143.76	790,680.00	
CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	11,200	63.11	706,832.00	
CROWN HOLDINGS INC	11,900	31.51	374,969.00	
DOW CHEMICAL CO	90,174	25.75	2,321,980.50	
DU PONT (E. I) DE NEMOURS	70,078	45.08	3,159,116.24	
EASTMAN CHEMICAL CO	10,400	37.03	385,112.00	
ECOLAB INC	17,194	55.47	953,751.18	
FMC CORP	5,400	79.81	430,974.00	
FREEMONT MCMORAN C & G B	71,424	36.48	2,605,547.52	
INT'L FLAVORS FRAGRANCES	5,889	52.62	309,879.18	
INT'L PAPER CO	30,790	26.67	821,169.30	
LYONDELLBASELL INDU CL A	21,900	30.36	664,884.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,300	72.81	240,273.00	
MEADWESTVACO CORP	12,340	28.24	348,481.60	
MONSANTO CO	40,378	70.15	2,832,516.70	
MOSAIC CO/THE	22,900	50.11	1,147,519.00	
NEWMONT MINING CORP HOLDING CO	37,853	65.29	2,471,422.37	
NUCOR CORP	23,484	36.83	864,915.72	
OWENS-ILLINOIS INC	12,900	18.10	233,490.00	
PPG INDUSTRIES	11,762	83.14	977,892.68	
PRAXAIR	23,289	96.81	2,254,608.09	
ROCK-TENN COMPANY -CL A	5,300	55.48	294,044.00	
SEALED AIR CORP	12,410	16.72	207,495.20	
SHERWIN-WILLIAMS CO	6,764	84.26	569,934.64	
SIGMA-ALDRICH	9,368	61.06	572,010.08	
UNITED STATES STEEL CORP	11,100	23.67	262,737.00	
VULCAN MATERIALS CO	10,056	30.49	306,607.44	
WALTER ENERGY INC	4,700	65.85	309,495.00	
3M CO	50,956	77.24	3,935,841.44	
AGCO CORP	7,600	42.77	325,052.00	

AMETEK INC	12,600	40.47	509,922.00
BOEING CO	52,898	65.26	3,452,123.48
CATERPILLAR	48,700	90.54	4,409,298.00
COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	12,164	53.05	645,300.20
CUMMINS ENGINE CO	13,900	88.47	1,229,733.00
DANAHER CORP	43,216	46.55	2,011,704.80
DEERE & CO	32,192	75.84	2,441,441.28
DOVER CORP	13,814	53.00	732,142.00
EATON CORP	25,132	42.37	1,064,842.84
EMERSON ELECTRIC CO	56,608	49.10	2,779,452.80
FASTENAL CO	21,800	40.15	875,270.00
FLOWERVE CORP	4,400	96.01	422,444.00
FLUOR CORP	13,568	52.07	706,485.76
GENERAL DYNAMICS CORP	24,396	63.89	1,558,660.44
GENERAL ELECTRIC CO	810,539	14.92	12,093,241.88
GOODRICH CORP	9,300	122.61	1,140,273.00
GRAINGER (WW)	4,345	176.49	766,849.05
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	56,337	51.56	2,904,735.72
ILLINOIS TOOL WORKS	34,740	43.39	1,507,368.60
INGERSOLL-RAND PLC	25,159	30.92	777,916.28
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	9,900	39.83	394,317.00
JOY GLOBAL INC	8,000	82.67	661,360.00
KBR INC COM	11,600	27.23	315,868.00
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	8,400	64.72	543,648.00
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	22,289	76.51	1,705,331.39
MASCO CORP	28,123	9.00	253,107.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	21,492	55.13	1,184,853.96
PACCAR INC	24,506	38.32	939,069.92
PALL CORP	8,500	51.95	441,575.00
PARKER HANNIFIN CORP	12,062	78.26	943,972.12
PENTAIR INC	8,000	35.83	286,640.00
PRECISION CASTPARTS CORP	10,800	159.11	1,718,388.00
QUANTA SERVICES INC	15,400	19.44	299,376.00
RAYTHEON COMPANY	26,599	43.69	1,162,110.31
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,322	70.93	803,069.46
ROCKWELL COLLINS	11,309	53.18	601,412.62
ROPER INDUSTRIES INC	7,300	82.83	604,659.00
SPX CORP	3,944	60.08	236,955.52
STANLEY BLACK & DECKER INC	12,160	63.04	766,566.40
TEXTRON	21,152	18.64	394,273.28
TYCO INTERNATIONAL LTD	35,851	45.98	1,648,428.98
UNITED TECHNOLOGIES CORP	65,776	72.98	4,800,332.48
URS CORP	6,700	34.84	233,428.00
XYLEM INC	13,430	23.27	312,516.10
AVERY DENNISON CORP	7,757	25.29	196,174.53
CINTAS CORP	9,599	29.05	278,850.95
DONNELLEY (RR) & SONS	16,806	14.47	243,182.82
DUN & BRADSTREET CORP	4,000	67.36	269,440.00

EQUIFAX INC	9,903	35.33	349,872.99
IHS INC	3,400	85.85	291,890.00
IRON MOUNTAIN INC	14,650	29.63	434,079.50
MANPOWER GROUP	6,454	33.82	218,274.28
NIELSEN HOLDINGS N	6,800	28.65	194,820.00
PITNEY BOWES INC	14,888	17.88	266,197.44
REPUBLIC SERVICES INC	23,630	26.81	633,520.30
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	11,340	24.71	280,211.40
STERICYCLE INC	5,900	77.44	456,896.00
VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	10,300	37.36	384,808.00
WASTE MANAGEMENT (NEW)	33,623	30.42	1,022,811.66
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,100	65.60	793,760.00
CSX CORP	84,370	20.68	1,744,771.60
DELTA AIR LINES INC	14,700	7.80	114,660.00
EXPEDITORS INTL WASH INC	16,404	41.02	672,892.08
FEDEX CORP	22,896	78.58	1,799,167.68
HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	20,500	10.53	215,865.00
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	7,600	44.52	338,352.00
HUTCHISON PORT HOLDINGS TRST	399,000	0.57	229,425.00
KANSAS CITY SOUTHERN	8,400	67.12	563,808.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	27,023	72.96	1,971,598.08
SOUTHWEST AIRLINES CO	13,910	7.93	110,306.30
UNION PACIFIC CORP	37,000	99.23	3,671,510.00
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS	6,727	17.63	118,597.01
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	55,657	68.41	3,807,495.37
AUTOLIV INC	6,500	49.91	324,415.00
BORGWARNER INC	8,600	62.19	534,834.00
FORD MOTOR COMPANY	267,021	9.99	2,667,539.79
GENERAL MOTORS CO	60,300	20.31	1,224,693.00
GOODYEAR TIRE & RUBBER	18,800	12.81	240,828.00
HARLEY-DAVIDSON	17,458	34.84	608,236.72
JOHNSON CONTROLS	52,342	28.90	1,512,683.80
TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	8,300	30.26	251,158.00
COACH INC	21,966	60.20	1,322,353.20
DR HORTON INC	22,166	11.29	250,254.14
FOSSIL INC	3,900	86.38	336,882.00
GARMIN LTD	8,500	35.60	302,600.00
HASBRO INC	9,800	34.77	340,746.00
LEGGETT & PLATT INC	10,600	21.38	226,628.00
LULULEMON ATHLETICA INC	7,600	47.76	362,976.00
MATTEL	26,861	28.16	756,405.76
MOHAWK INDUSTRIES INC	4,500	51.49	231,705.00
NEWELL RUBBERMAID INC	23,389	15.05	352,004.45
NIKE B	27,446	94.87	2,603,802.02
RALPH LAUREN CORP	4,700	140.66	661,102.00
TOLL BROTHERS INC	11,500	18.99	218,385.00
VF CORP	6,839	134.23	917,998.97
WHIRLPOOL CORP	5,974	46.74	279,224.76

APOLLO GROUP INC-CL A	9,827	47.12	463,048.24
BLOCK (H&R)	22,384	15.18	339,789.12
CARNIVAL CORP	35,315	32.05	1,131,845.75
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,300	312.97	719,831.00
DARDEN RESTAURANTS	10,619	46.40	492,721.60
DEVRY INC	5,200	33.30	173,160.00
INT'L GAME TECHNOLOGY	21,921	16.64	364,765.44
LAS VEGAS SANDS CORP	28,200	43.67	1,231,494.00
MARRIOTT INT'L A	21,767	29.29	637,555.43
MCDONALD'S CORP	78,550	93.46	7,341,283.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	26,400	9.52	251,328.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	11,400	25.05	285,570.00
STARBUCKS CORP	57,512	42.21	2,427,581.52
STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	14,713	45.30	666,498.90
WYNN RESORTS LTD	6,200	110.14	682,868.00
YUM! BRANDS INC	35,564	54.89	1,952,107.96
CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	16,300	14.74	240,262.00
CBS CORP-CL B	46,617	24.62	1,147,710.54
COMCAST CORP-CL A	157,288	21.75	3,421,014.00
COMCAST CORP-SPECIAL CL A	51,760	21.56	1,115,945.60
DIRECTV	58,919	45.67	2,690,830.73
DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	10,745	40.25	432,486.25
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	10,345	36.41	376,661.45
DISH NETWORK CORP-A	16,797	24.01	403,295.97
DISNEY (WALT) CO NEW	135,706	34.00	4,614,004.00
INTERPUBLIC GROUP OF COS	38,716	8.84	342,249.44
LIBERTY GLOBAL INC	11,600	38.24	443,584.00
LIBERTY GLOBAL INC-C	9,200	36.65	337,180.00
LIBERTY MEDIA CORP -LIBER-A	5,400	75.68	408,672.00
MCGRAW-HILL COS	22,670	41.09	931,510.30
NEWS CORP INC-CL A	140,227	16.54	2,319,354.58
NEWS CORP-CLASS B	32,218	16.91	544,806.38
OMNICOM GROUP	20,888	41.42	865,180.96
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	7,400	38.77	286,898.00
SIRIUS XM RADIO INC	287,400	1.72	494,328.00
TIME WARNER CABLE INC-A	25,672	57.81	1,484,098.32
TIME WARNER INC	80,643	33.38	2,691,863.34
VIACOM INC-CLASS B	41,017	42.62	1,748,144.54
VIRGIN MEDIA INC	22,617	22.33	505,037.61
WASHINGTON POST -CL B	380	348.00	132,240.00
ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	6,700	46.94	314,498.00
ADOVANCE AUTO PARTS	6,050	67.52	408,496.00
AMAZON COM INC	27,823	188.39	5,241,574.97
AUTOZONE INC	1,959	323.43	633,599.37
BED BATH & BEYOND INC	18,587	59.69	1,109,458.03
BEST BUY COMPANY INC	24,857	27.86	692,516.02
CARMAX INC	17,350	28.48	494,128.00

DOLLAR GENERAL CORP	10,900	39.93	435,237.00	
DOLLAR TREE INC	9,600	79.72	765,312.00	
EXPEDIA INC	14,612	27.38	400,076.56	
FAMILY DOLLAR STORES	9,544	57.05	544,485.20	
GAMESTOP CORP NEW	11,200	22.75	254,800.00	
GAP	31,773	17.97	570,960.81	
GENUINE PARTS CO	12,100	55.80	675,180.00	
HOME DEPOT	120,688	38.96	4,702,004.48	
KOHL'S CORP	20,521	52.66	1,080,635.86	
LIBERTY INTERACTIVE CORP	43,878	15.82	694,149.96	
LIMITED BRANDS INC	20,090	41.01	823,890.90	
LOWE'S COMPANIES	99,732	24.30	2,423,487.60	
MACY'S INC	31,650	31.03	982,099.50	
NETFLIX INC	3,700	67.57	250,009.00	
NORDSTROM INC	12,900	44.66	576,114.00	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	10,800	75.92	819,936.00	
PENNEY (J.C) CO	11,672	30.27	353,311.44	
PETSMART INC	8,600	47.44	407,984.00	
PRICELINE COM INC	3,680	463.00	1,703,840.00	
ROSS STORES INC	9,200	89.40	822,480.00	
SEARS HOLDINGS CORPORATION	3,556	57.48	204,398.88	
STAPLES	52,739	14.24	751,003.36	
TARGET CORP	49,270	52.24	2,573,864.80	
TIFFANY & CO	9,225	67.22	620,104.50	
TJX COMPANIES INC	29,813	60.60	1,806,667.80	
URBAN OUTFITTERS INC	9,600	26.10	250,560.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	32,890	83.51	2,746,643.90	
CVS CAREMARK CORP	102,320	37.68	3,855,417.60	
KROGER CO	42,854	22.35	957,786.90	
SAFEWAY INC	25,851	19.09	493,495.59	
SYSCO CORP	45,089	27.79	1,253,023.31	
WALGREEN CO	70,162	32.54	2,283,071.48	
WAL-MART STORES	144,584	58.17	8,410,451.28	
WHOLE FOODS MARKET INC	11,100	65.19	723,609.00	
ALTRIA GROUP INC	158,123	27.95	4,419,537.85	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	49,254	29.06	1,431,321.24	
BEAM INC	10,668	50.72	541,080.96	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	6,375	76.77	489,408.75	
BUNGE LIMITED	10,800	60.50	653,400.00	
CAMPBELL SOUP CO (US)	14,806	32.00	473,792.00	
COCA COLA ENTERPRISES	25,400	24.74	628,396.00	
COCA-COLA CO	158,035	66.19	10,460,336.65	
CONAGRA FOODS	30,169	24.53	740,045.57	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	14,700	18.54	272,538.00	
DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	17,262	35.57	614,009.34	
GENERAL MILLS	48,822	39.06	1,906,987.32	
GREEN MOUNTAIN COFFEE ROASTE	9,400	48.92	459,848.00	
HANSEN NAT CORP COM	5,900	89.11	525,749.00	

HEINZ (H.J) CO	24,882	51.18	1,273,460.76
HORMEL FOODS CORP	10,700	29.27	313,189.00
JM SMUCKER CO	8,488	74.13	629,215.44
KELLOGG CO	18,940	48.34	915,559.60
KRAFT FOODS INC-A	126,135	35.33	4,456,349.55
LORILLARD INC	10,746	108.53	1,166,263.38
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	8,900	47.84	425,776.00
MEAD JOHNSON NUTRITION COMPANY	15,782	73.48	1,159,661.36
MOLSON COORS BREWING CO-B	12,500	39.50	493,750.00
PEPSICO INC	121,114	63.66	7,710,117.24
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	134,633	74.46	10,024,773.18
RALCORP HOLDINGS INC	4,000	80.34	321,360.00
REYNOLDS AMERICAN INC	26,000	40.87	1,062,620.00
SARA LEE CORP	41,089	18.37	754,804.93
THE HERSHEY COMPANY	12,200	56.24	686,128.00
TYSON FOODS INC-CL A	22,900	19.68	450,672.00
AVON PRODUCTS	33,138	16.58	549,428.04
CHURCH & DWIGHT CO INC	11,500	43.78	503,470.00
CLOROX CO	9,824	65.00	638,560.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	36,900	89.70	3,309,930.00
ENERGIZER HOLDINGS INC	5,400	70.44	380,376.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	9,400	111.05	1,043,870.00
HERBALIFE LTD	9,000	53.91	485,190.00
KIMBERLY-CLARK CORP	30,123	69.75	2,101,079.25
PROCTER & GAMBLE CO	211,479	62.53	13,223,781.87
AETNA INC-NEW	28,312	39.93	1,130,498.16
AMERISOURCEBERGEN CORP	20,292	36.38	738,222.96
BARD (C.R.) INC	6,592	83.77	552,211.84
BAXTER INTERNATIONAL	43,737	49.42	2,161,482.54
BECTON DICKINSON	16,351	71.77	1,173,511.27
BOSTON SCIENTIFIC CORP	112,477	5.55	624,247.35
CARDINAL HEALTH INC	27,184	40.90	1,111,825.60
CAREFUSION CORP	16,442	23.77	390,826.34
CERNER CORP	11,100	58.19	645,909.00
CIGNA CORP	22,332	42.06	939,283.92
COVENTRY HEALTH CARE INC	10,950	30.42	333,099.00
COVIDIEN PLC	37,851	43.79	1,657,495.29
DAVITA INC	7,400	74.17	548,858.00
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	11,100	33.79	375,069.00
EDWARDS LIFESCIENCES	8,800	63.53	559,064.00
EXPRESS SCRIPTS INC	36,264	43.20	1,566,604.80
HCA HOLDINGS INC	12,300	24.05	295,815.00
HENRY SCHEIN INC	6,800	62.39	424,252.00
HOLOGIC INC	19,116	16.55	316,369.80
HUMANA	12,500	85.48	1,068,500.00
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	2,930	422.62	1,238,276.60
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	7,544	83.49	629,848.56

MCKESSON CORP	18,862	78.69	1,484,250.78
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	30,498	54.87	1,673,425.26
MEDTRONIC INC	80,603	34.91	2,813,850.73
OMNICARE INC	8,500	31.50	267,750.00
PATTERSON COS INC	7,600	28.73	218,348.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	11,546	56.51	652,464.46
ST JUDE MEDICAL INC	25,424	35.69	907,382.56
STRYKER CORP	21,690	46.62	1,011,187.80
UNITED HEALTH GROUP INC	81,790	45.88	3,752,525.20
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	9,160	58.99	540,348.40
WELLPOINT INC	28,072	67.42	1,892,614.24
ZIMMER HOLDINGS INC	14,231	48.03	683,514.93
ABBOTT LABORATORIES	117,609	53.05	6,239,157.45
AGILENT TECHNOLOGIES INC	25,720	35.02	900,714.40
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	13,600	65.97	897,192.00
ALLERGAN INC	23,300	81.38	1,896,154.00
AMGEN INC	70,221	56.14	3,942,206.94
BIOGEN IDEC INC	17,233	110.41	1,902,695.53
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	128,792	31.50	4,056,948.00
CELGENE CORP	35,500	61.23	2,173,665.00
COVANCE INC	4,600	45.10	207,460.00
FOREST LABORATORIES INC	21,100	29.02	612,322.00
GILEAD SCIENCES INC	60,364	39.27	2,370,494.28
HOSPIRA INC	12,920	28.17	363,956.40
ILLUMINA INC	9,400	26.96	253,424.00
JOHNSON & JOHNSON	209,520	62.78	13,153,665.60
LIFE TECHNOLOGIES CORP	13,846	37.54	519,778.84
LILLY (ELI) & CO	78,494	36.14	2,836,773.16
MERCK & CO	233,674	34.48	8,057,079.52
MYLAN INC	33,600	18.49	621,264.00
PERRIGO CO	6,400	97.74	625,536.00
PFIZER	598,595	19.40	11,612,743.00
PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVEL	7,900	33.20	262,280.00
PHARMASSET INC	5,400	132.43	715,122.00
THERMO ELECTRON CORP	28,678	46.09	1,321,769.02
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	15,100	27.33	412,683.00
WARNER CHILCOTT PLC-CLASS A	11,500	15.13	173,995.00
WATERS CORPORATION	6,727	75.18	505,735.86
WATSON PHARMACEUTICALS INC	9,300	67.29	625,797.00
BB&T CORPORATION	53,900	21.67	1,168,013.00
CIT GROUP INC	14,700	31.57	464,079.00
COMERICA	15,922	23.94	381,172.68
FIFTH THIRD BANCORP	68,020	11.22	763,184.40
HUDSON CITY BANCORP INC	37,400	5.15	192,610.00
KEYCORP	71,791	6.96	499,665.36
M & T BANK CORP	8,704	68.35	594,918.40
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	31,669	11.52	364,826.88
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	29,500	11.79	347,805.00

PNC BANK CORP	40,365	50.83	2,051,752.95	
REGIONS FINANCIAL CORP	96,945	3.59	348,032.55	
SUNTRUST BANKS	39,723	16.94	672,907.62	
US BANCORP	145,381	24.61	3,577,826.41	
WELLS FARGO COMPANY	380,551	24.08	9,163,668.08	
AMERICAN EXPRESS	81,744	45.55	3,723,439.20	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	18,328	42.88	785,904.64	
BANK NEW YORK MELLO CORP	95,100	18.08	1,719,408.00	
BANK OF AMERICA CORP	766,148	5.08	3,892,031.84	
BLACKROCK INC	7,200	161.03	1,159,416.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	35,411	41.53	1,470,618.83	
CITIGROUP INC	219,936	25.24	5,551,184.64	
CME GROUP INC	4,910	239.61	1,176,485.10	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	42,242	22.74	960,583.08	
EATON VANCE CORP	9,600	22.29	213,984.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	11,635	93.88	1,092,293.80	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	37,190	88.81	3,302,843.90	
INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	5,600	117.38	657,328.00	
INVESCO LTD	34,080	18.97	646,497.60	
JPMORGAN CHASE & CO	300,974	28.56	8,595,817.44	
LEGG MASON INC	11,018	24.54	270,381.72	
LEUCADIA NATIONAL CORP	15,400	21.72	334,488.00	
MOODY'S CORPORATION	16,086	31.97	514,269.42	
MORGAN STANLEY	112,144	13.31	1,492,636.64	
NORTHERN TRUST CORP	16,805	35.39	594,728.95	
NYSE EURONEXT	20,100	27.30	548,730.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	83,611	11.07	925,573.77	
SEI INVESTMENTS CO COM	10,900	15.68	170,912.00	
SLM CORP	38,556	12.09	466,142.04	
STATE STREET CORP	38,990	36.64	1,428,593.60	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,164	53.21	1,072,926.44	
TD AMERITRADE HLDG CORP COM	18,400	15.53	285,752.00	
THE NASDAQ OMX GROUP	9,900	25.01	247,599.00	
ACE LTD	26,041	66.02	1,719,226.82	
AFLAC	35,668	40.88	1,458,107.84	
ALLSTATE CORP	38,825	25.53	991,202.25	
AMERICAN INT'L GROUP	35,175	21.13	743,247.75	
AON CORP	22,127	44.46	983,766.42	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	10,300	36.89	379,967.00	
ASSURANT INC	7,600	37.25	283,100.00	
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	9,900	30.43	301,257.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	69,550	75.13	5,225,291.50	
CHUBB CORP	21,870	64.91	1,419,581.70	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	12,464	28.10	350,238.40	
EVEREST RE GROUP LTD	4,300	84.82	364,726.00	
FIDELITY NATIONAL TITLE-CL A	16,985	15.22	258,511.70	
GENWORTH FINACIAL INC-CL A	38,600	6.14	237,004.00	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	31,109	16.39	509,876.51	

LINCOLN NATIONAL CORP	24,415	18.49	451,433.35	
LOEWS CORP	24,305	36.70	891,993.50	
MARSH & MCLENNAN COS	42,393	28.70	1,216,679.10	
METLIFE INC	79,657	28.90	2,302,087.30	
PARTNERRE LTD	4,900	64.39	315,511.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	24,700	22.36	552,292.00	
PROGRESSIVE CORP	46,088	17.88	824,053.44	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	37,220	46.86	1,744,129.20	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	4,000	71.25	285,000.00	
TORCHMARK CORP	9,000	41.08	369,720.00	
TRAVELERS COS INC/THE ST.PAUL TRAVELERS	31,435	54.07	1,699,690.45	
UNUM GROUP	22,932	21.35	489,598.20	
WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	12,500	34.54	431,750.00	
WR BERKLEY CORP	9,110	32.81	298,899.10	
XL GROUP PLC	22,900	19.46	445,634.00	
CBRE GROUP INC	21,400	15.13	323,782.00	
ACCENTURE PLC-CL A	48,915	55.57	2,718,206.55	
ACTIVISION BLIZZARD INC	40,700	12.09	492,063.00	
ADOBE SYSTEMS	37,588	26.07	979,919.16	
AKAMAI TECHNOLOGIES	14,300	27.74	396,682.00	
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	3,800	97.38	370,044.00	
AUTODESK INC	16,900	31.49	532,181.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	38,203	48.76	1,862,778.28	
BMC SOFTWARE	13,255	34.29	454,513.95	
CA INC	31,625	20.38	644,517.50	
CITRIX SYSTEMS INC	13,967	66.31	926,151.77	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	23,500	64.78	1,522,330.00	
COMPUTER SCIENCES CORP	11,933	23.30	278,038.90	
EBAY INC	88,028	28.75	2,530,805.00	
ELECTRONIC ARTS	26,024	21.69	564,460.56	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	18,630	22.79	424,577.70	
FISERV INC	11,258	55.48	624,593.84	
GOOGLE INC-CL A	19,450	582.93	11,337,988.50	
IBM CORP	91,761	180.94	16,603,235.34	
INTUIT CORP	21,436	50.86	1,090,234.96	
MASTERCARD INC-CLASS A	8,290	357.68	2,965,167.20	
MICROSOFT CORP	575,183	24.84	14,287,545.72	
NUANCE COMMUNICATIONS INC	17,600	23.03	405,328.00	
ORACLE CORP	306,623	29.74	9,118,968.02	
PAYCHEX INC	25,151	28.07	705,988.57	
RED HAT INC	14,700	47.15	693,105.00	
SAIC INC	23,700	11.37	269,469.00	
SALESFORCE COM INC COM	9,800	110.59	1,083,782.00	
SYMANTEC CORP	56,200	15.60	876,720.00	
SYNOPSYS INC	12,015	27.04	324,885.60	
TERADATA CORP	12,900	50.70	654,030.00	
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	11,916	19.29	229,859.64	

VERISIGN INC	12,511	32.36	404,855.96	
VISA INC-CLASS A SHARES	39,540	92.90	3,673,266.00	
VMWARE INC	6,600	92.06	607,596.00	
WESTERN UNION CO	48,015	16.72	802,810.80	
YAHOO! INC	94,388	15.70	1,481,891.60	
AMPHENOL CORP-CL A	13,500	42.74	576,990.00	
APPLE INC	70,808	373.20	26,425,545.60	
ARROW ELECTRONICS INC	9,000	34.40	309,600.00	
AVNET	12,000	28.07	336,840.00	
CISCO SYSTEMS	416,309	17.68	7,360,343.12	
CORNING	121,088	13.19	1,597,150.72	
DELL INC	129,965	14.94	1,941,677.10	
DOLBY LABORATORIES INC-CL A	4,100	31.15	127,715.00	
EMC CORP	155,360	22.39	3,478,510.40	
FLEXTRONICS INTL LTD	60,645	5.52	334,760.40	
FLIR SYSTEMS INC	12,500	25.40	317,500.00	
FS NETWORKS INC	6,200	103.41	641,142.00	
HARRIS CORP	9,400	33.89	318,566.00	
HEWLETT-PACKARD CO	159,722	26.90	4,296,521.80	
JUNIPER NETWORKS INC	40,608	20.85	846,676.80	
MOTOROLA MOBILITY HOLDINGS	20,713	38.79	803,457.27	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	23,743	45.25	1,074,370.75	
NETAPP INC	28,548	35.63	1,017,165.24	
QUALCOMM	128,392	53.11	6,818,899.12	
SANDISK CORP	17,700	46.15	816,855.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	31,400	16.58	520,612.00	
TE CONNECTIVITY LTD	32,851	31.06	1,020,352.06	
WESTERN DIGITAL CORP	18,800	27.51	517,188.00	
XEROX CORP	107,533	7.61	818,326.13	
AMERICAN TOWER CORP-CL A	30,600	57.74	1,766,844.00	
AT & T INC	453,116	28.06	12,714,434.96	
CENTURYLINK INC	47,449	36.35	1,724,771.15	
CROWN CASTLE INTL CORP	21,600	40.69	878,904.00	
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	80,529	5.47	440,493.63	
LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	11,200	19.59	219,408.00	
METROPCS COMMUNICATIONS INC COM	19,900	7.75	154,225.00	
NII HOLDINGS INC	12,500	21.98	274,750.00	
SBA COMMUNICATIONS COR	9,000	39.50	355,500.00	
SPRINT NEXTEL CORP	228,635	2.50	571,587.50	
VERIZON COMMUNICATIONS	214,199	36.63	7,846,109.37	
WINDSTREAM CORP	38,100	11.50	438,150.00	
AES CORPORATION	49,500	11.65	576,675.00	
ALLIANT ENERGY CORP	8,100	41.08	332,748.00	
AMEREN CORPORATION	17,677	32.50	574,502.50	
AMERICAN ELECTRIC POWER	37,256	38.26	1,425,414.56	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	12,900	30.67	395,643.00	
CALPINE CORP	23,700	15.00	355,500.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	30,948	19.22	594,820.56	

CONSOLIDATED EDISON	22,582	57.97	1,309,078.54	
CONSTELLATION ENERGY GROUP	13,971	38.91	543,611.61	
DOMINION RESOURCES INC/VA	44,164	50.85	2,245,739.40	
DTE ENERGY	13,066	50.94	665,582.04	
DUKE ENERGY CORP	101,938	20.21	2,060,166.98	
EDISON INTERNATIONAL	23,025	38.20	879,555.00	
ENTERGY CORP	13,220	67.95	898,299.00	
EXELON CORP	50,716	42.94	2,177,745.04	
FIRSTENERGY CORP	32,316	43.24	1,397,343.84	
INTEGRYS ENERGY GROUP INC	6,000	49.64	297,840.00	
MDU RES GROUP INC	13,900	20.58	286,062.00	
NEXTERA ENERGY INC	30,090	54.40	1,636,896.00	
NISOURCE INC	20,347	22.10	449,668.70	
NORTHEAST UTILITIES	14,300	33.70	481,910.00	
NRG ENERGY INC COM NEW	18,200	19.01	345,982.00	
NSTAR	7,600	44.25	336,300.00	
ONEOK INC NEW	7,500	80.56	604,200.00	
PEPCO HOLDINGS INC	17,495	19.22	336,253.90	
PG&E CORP	30,734	38.01	1,168,199.34	
PINNACLE WEST CAPITAL	8,000	46.10	368,800.00	
PPL CORPORATION	44,634	29.23	1,304,651.82	
PROGRESS ENERGY INC	22,793	52.63	1,199,595.59	
PUBLIC SV ENTERPRISE CO	39,146	31.95	1,250,714.70	
SCANA CORP	9,500	42.09	399,855.00	
SEMPRA ENERGY	16,913	51.66	873,725.58	
SOUTHERN CO	63,924	43.26	2,765,352.24	
WISCONSIN ENERGY CORP	17,100	32.35	553,185.00	
XCEL ENERGY INC	36,878	25.71	948,133.38	
ADVANCED MICRO DEVICES	42,473	5.32	225,956.36	
ALTERA CORPORATION	23,975	34.90	836,727.50	
ANALOG DEVICES	22,229	33.23	738,669.67	
APPLIED MATERIALS	98,447	10.25	1,009,081.75	
AVAGO TECHNOLOGIES LTD	16,200	28.87	467,694.00	
BROADCOM CORP	37,320	29.33	1,094,595.60	
CREE INC	8,100	24.15	195,615.00	
FIRST SOLAR INC	4,330	43.81	189,697.30	
INTEL CORP	401,587	23.58	9,469,421.46	
KLA-TENCOR CORPORATION	12,348	43.30	534,668.40	
LAM RESEARCH CORP	9,100	37.82	344,162.00	
LINEAR TECHNOLOGY CORP	17,349	28.87	500,865.63	
LSI CORP	45,200	5.40	244,080.00	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	40,900	13.20	539,880.00	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	21,600	24.30	524,880.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	14,360	32.97	473,449.20	
MICRON TECHNOLOGY	69,330	5.64	391,021.20	
NVIDIA CORP	44,200	14.91	659,022.00	
TEXAS INSTRUMENTS	89,133	28.64	2,552,769.12	
XILINX INC	20,810	30.95	644,069.50	

アメリカ・ドル 小計		23,429,983		843,418,282.03 (65,896,270,375)
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	20,900	25.23	527,307.00
	ATHABASCA OIL SANDS CORP	23,000	11.63	267,490.00
	BAYTEX ENERGY CORP	8,400	50.39	423,276.00
	BONAVISTA ENERGY CORP	10,700	26.33	281,731.00
	CAMECO CORP	29,022	18.03	523,266.66
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	84,476	36.35	3,070,702.60
	CANADIAN OIL SANDS LTD	35,900	20.45	734,155.00
	CENOVUS ENERGY INC	57,748	31.51	1,819,639.48
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	18,100	43.53	787,893.00
	ENBRIDGE INC	56,320	35.64	2,007,244.80
	ENCANA CORP	56,948	19.77	1,125,861.96
	ENERPLUS CORP	14,000	26.14	365,960.00
	HUSKY ENERGY INC	26,400	23.81	628,584.00
	IMPERIAL OIL LTD	22,012	41.98	924,063.76
	MEG ENERGY CORP	9,500	43.00	408,500.00
	NEXEN INC	38,776	15.95	618,477.20
	NIKO RESOURCES LTD	3,600	50.46	181,656.00
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	18,500	20.25	374,625.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	12,800	29.32	375,296.00
	PENGROWTH ENERGY CORP	23,800	10.25	243,950.00
	PENN WEST PETROLEUM LTD	36,423	17.71	645,051.33
	PRECISION DRILLING CORP	16,900	10.93	184,717.00
	PROGRESS ENERGY RESOURCES CORP	13,300	13.90	184,870.00
	SUNCOR ENERGY INC	121,028	29.35	3,552,171.80
	TALISMAN ENERGY INC	79,384	13.06	1,036,755.04
	TOURMALINE OIL CORP	9,700	29.47	285,859.00
	TRANSCANADA CORP	53,830	41.55	2,236,636.50
	VERMILION ENERGY TRUST	6,700	46.26	309,942.00
	AGNICO-EAGLE MINES	13,493	42.37	571,698.41
	AGRIUM INC	12,239	69.51	850,732.89
	BARRICK GOLD CORP	76,776	51.47	3,951,660.72
	CENTERRA GOLD INC	12,000	20.38	244,560.00
	ELDORADO GOLD CORPORATION	40,600	17.33	703,598.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	35,200	18.57	653,664.00
FRANCO NEV CORP	9,600	42.18	404,928.00	
GOLDCORP INC	62,187	51.24	3,186,461.88	
IAMGOLD CORP	29,300	19.11	559,923.00	
INMET MINING CORP COM NPV	4,000	54.92	219,680.00	
IVANHOE MINES LTD	20,000	20.62	412,400.00	
KINROSS GOLD CORP	87,662	13.45	1,179,053.90	
NEW GOLD INC	34,900	10.73	374,477.00	
OSISKO MINING CORP	25,300	10.84	274,252.00	
PAN AMERICAN SILVER CORP	8,100	24.91	201,771.00	
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	64,430	43.69	2,814,946.70	
SILVER WHEATON CORCOM NPV	27,400	32.30	885,020.00	
TECK RESOURCES LTD	44,408	34.27	1,521,862.16	

YAMANA GOLD INC	57,813	16.05	927,898.65	
BOMBARDIER INC.	110,841	3.69	409,003.29	
CAE Inc.	18,650	9.60	179,040.00	
FINNING INTERNATIONAL INC	13,502	21.79	294,208.58	
SNC-LAVALIN GROUP INC	11,613	49.02	569,269.26	
RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	7,500	19.85	148,875.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	34,950	77.23	2,699,188.50	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	12,550	60.03	753,376.50	
MAGNA INTERNATIONAL INC	16,822	34.31	577,162.82	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	9,000	23.97	215,730.00	
TIM HORTONS INC	12,881	51.01	657,059.81	
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	29,056	20.39	592,451.84	
THOMSON CORP	27,865	27.04	753,469.60	
CANADIAN TIRE CORP.	5,731	63.43	363,517.33	
ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	9,000	29.25	263,250.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	2,200	60.00	132,000.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	8,865	36.92	327,295.80	
METRO INC CLASS A SUB VTG N PV	8,000	50.75	406,000.00	
SHOPPERS DRUG MART CORP	16,759	41.60	697,174.40	
WESTON (GEORGE)	3,736	65.34	244,110.24	
SAPUTO INC	10,300	37.41	385,323.00	
VITERRA INC	28,900	9.85	284,665.00	
VALENT PHARMACEUTICALS INTE	22,104	45.15	997,995.60	
BANK MONTREAL	47,983	57.41	2,754,704.03	
BANK OF NOVA SCOTIA	83,346	49.58	4,132,294.68	
CANADIAN IMPERIAL BANK	30,400	69.87	2,124,048.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	12,073	64.75	781,726.75	
ROYAL BANK OF CANADA	110,246	45.01	4,962,172.46	
TRONTO-DOMINION BANK	68,150	69.63	4,745,284.50	
CI FINANCIAL CORP	12,353	20.27	250,395.31	
IGM FINANCIAL INC	8,633	42.60	367,765.80	
ONEX CORPORATION	6,909	33.71	232,902.39	
TMX GROUP INC	5,400	44.75	241,650.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD.	1,551	416.75	646,379.25	
GREAT-WEST LIFECO INC	21,938	19.50	427,791.00	
INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	6,100	25.93	158,173.00	
INTACT FINANCIAL CORP	10,300	56.49	581,847.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	135,952	10.85	1,475,079.20	
POWER CORP OF CANADA	26,888	21.62	581,318.56	
POWER FINANCIAL CORP	19,058	23.74	452,436.92	
SUN LIFE FINANCIAL INC	44,749	17.99	805,034.51	
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	43,482	27.09	1,177,927.38	
BROOKFIELD OFFICE PROPERTIES	18,418	14.48	266,692.64	
CGI GROUP INC	17,284	18.76	324,247.84	
OPEN TEXT CORP	4,200	56.36	236,712.00	
RESEARCH IN MOTION	36,500	17.95	655,175.00	
BCE INC	19,967	39.32	785,102.44	
BELL ALIANT INC	5,600	27.14	151,984.00	

	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	30,742	36.85	1,132,842.70	
	TELUS CORP	4,200	54.18	227,556.00	
	TELUS CORPORATION -NON VOTE	11,366	51.09	580,688.94	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	6,800	61.50	418,200.00	
	FORTIS INC	13,400	33.36	447,024.00	
	TRANSALTA CORP.	17,215	21.70	373,565.50	
カナダ・ドル 小計		2,875,603		88,513,158.81 (6,703,986,648)	
オーストラリア・ドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	11,330	12.37	140,152.10	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	82,484	13.95	1,150,651.80	
	SANTOS	64,892	12.82	831,915.44	
	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	48,517	33.35	1,618,041.95	
	WORLEYPARSONS LTD	13,989	25.94	362,874.66	
	ALUMINA LTD	179,421	1.32	237,732.82	
	AMCOR	94,469	7.28	687,734.32	
	BHP BILLITON LTD	243,221	34.98	8,507,870.58	
	BLUESCOPE STEEL LTD RTS	117,628	0.01	1,646.79	
	BORAL LIMITED	57,798	3.47	200,559.06	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	95,920	4.65	446,028.00	
	ILUKA RESOURCES LIMITED	32,112	14.55	467,229.60	
	INCITEC PIVOT LTD	125,278	3.16	395,878.48	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES SE	35,660	6.63	236,425.80	
	LYNAS CORP LTD	128,607	1.18	151,756.26	
	MACARTHUR COAL LTD	11,915	16.01	190,759.15	
	NEWCREST MINING	58,628	35.07	2,056,083.96	
	ONESTEEL LIMITED	106,624	0.84	89,564.16	
	ORICA	26,822	24.93	668,672.46	
	OZ MINERALS LIMITED	25,713	10.33	265,615.29	
	RIO TINTO LTD	33,420	63.50	2,122,170.00	
	SIMS METAL MANAGEMENT LTD	13,376	12.49	167,066.24	
	LEIGHTON HOLDINGS	11,992	20.19	242,118.48	
	BRAMBLES LTD	109,433	6.97	762,748.01	
	CAMPBELL BROTHERS LTD	5,136	49.00	251,664.00	
	ASCIANO LTD	214,977	1.47	316,016.19	
	MAP GROUP	26,239	3.43	89,999.77	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	91,032	1.51	137,913.48	
	QR NATIONAL LTD	123,821	3.41	422,229.61	
	TOLL HOLDINGS LIMITED	52,090	4.61	240,134.90	
	TRANSURBAN GROUP	99,777	5.53	551,766.81	
	CROWN LTD	33,114	8.16	270,210.24	
	ECHO ENTERTAINMENT GROUP LTD	52,429	3.60	188,744.40	
	TABCORP HOLDINGS	52,429	2.83	148,374.07	
	TATTS GROUP LTD	104,322	2.28	237,854.16	
	FAIRFAX MEDIA LTD	163,544	0.82	134,923.80	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	39,935	2.05	81,866.75	
	METCASH	59,367	3.97	235,686.99	
	WESFARMERS LIMITED	77,145	30.71	2,369,122.95	
	WOOLWORTHS LIMITED	93,259	24.48	2,282,980.32	

COCA-COLA AMATIL	43,579	11.57	504,209.03		
FOSTER'S GROUP LTD	143,268	5.37	769,349.16		
COCHLEAR LIMITED	4,156	53.29	221,473.24		
RAMSAY HEALTH CARE LTD	9,455	18.27	172,742.85		
SONIC HEALTHCARE LIMITED	28,747	11.42	328,290.74		
CSL LIMITED	39,277	30.86	1,212,088.22		
AUST AND NZ BANKING GROUP LT	196,203	19.51	3,827,920.53		
BENDIGO AND ADELAIDE BANK LIMITED	29,152	8.80	256,537.60		
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	117,900	47.37	5,584,923.00		
NATIONAL AUSTRALIA BANK	163,930	23.10	3,786,783.00		
WESTPAC BANKING	227,556	20.45	4,653,520.20		
AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	13,446	30.21	406,203.66		
MACQUARIE GROUP LIMITED	25,559	23.24	593,991.16		
AMP LTD	208,997	4.10	856,887.70		
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	160,029	2.87	459,283.23		
QBE INSURANCE GROUP	84,636	13.45	1,138,354.20		
SUNCORP GROUP LTD	95,439	8.06	769,238.34		
LEND LEASE GROUP	41,864	7.21	301,839.44		
COMPUTERSHARE LIMITED	35,430	8.04	284,857.20		
TELSTRA CORP	337,660	3.16	1,067,005.60		
AGL ENERGY LTD	33,688	14.20	478,369.60		
SP AUSNET	119,187	0.94	112,035.78		
オーストラリア・ドル 小計	5,177,023		57,746,687.33 (4,537,734,690)		
イギリス・ポンド	AMEC	26,014	8.66	225,411.31	
	BG GROUP PLC	259,913	13.10	3,404,860.30	
	BP PLC	1,449,195	4.38	6,359,067.66	
	CAIRN ENERGY PLC	108,122	2.75	297,335.50	
	ESSAR ENERGY PLC	27,201	2.25	61,202.25	
	PETROFAC	19,067	13.66	260,455.22	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	276,913	21.41	5,928,707.33	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	204,026	22.09	4,506,934.34	
	TULLOW OIL ORD GBPO.10	68,668	13.32	914,657.76	
	ANGLO AMERICAN PLC	101,663	23.08	2,346,890.35	
	ANTOFAGASTA PLC	30,419	10.84	329,741.96	
	BHP BILLITON PLC	161,670	18.36	2,968,261.20	
	EURASIAN NATURAL RESOURCES	20,898	6.33	132,284.34	
	FRESNILLO PLC	13,680	16.39	224,215.20	
	GLENCORE INTERNATIONAL PLC	63,755	3.80	242,332.75	
	JOHNSON MATTHEY	15,849	18.42	291,938.58	
	KAZAKHMYS ORD GBPO.20 (WI)	16,943	8.68	147,149.95	
	LONMIN ORD USD1	12,763	10.18	129,927.34	
	RANDGOLD RESOURCES	6,996	66.00	461,736.00	
	REXAM	68,740	3.40	234,197.18	
	RIO TINTO PLC REG	107,840	31.38	3,384,558.40	
	VEDANTA RESOURCES ORD USD0.10	9,343	9.97	93,196.42	
	XSTRATA PLC	156,367	9.55	1,493,304.85	
	BAE SYSTEMS PLC	264,640	2.61	691,239.68	

BALFOUR BEATTY PLC	54,806	2.41	132,466.10
BUNZL PLC	26,279	8.19	215,356.40
COBHAM PLC	92,117	1.71	157,888.53
INVENSYS PLC	61,774	1.97	122,127.19
MEGGITT PLC	59,141	3.73	220,950.77
ROLLS ROYCE HOLDINGS C SHR	9,978,642	0.00	9,978.64
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	144,618	7.05	1,019,556.90
SMITHS GROUP PLC	30,159	9.22	278,065.98
WEIR GROUP PLC/THE	15,554	19.60	304,858.40
WOLSELEY PLC	21,971	18.39	404,046.69
AGGREKO PLC	19,951	18.41	367,297.91
BABCOCK INTL GROUP PLC	27,859	6.89	191,948.51
CAPITA GROUP PLC	44,825	6.38	285,983.50
EXPERIAN PLC	74,581	8.17	609,699.67
G4S PLC	114,318	2.46	282,136.82
INTERTEK GROUP PLC	12,493	19.05	237,991.65
SERCO GROUP PLC	36,141	4.80	173,476.80
GKN PLC	113,555	1.84	209,508.97
BURBERRY GROUP PLC	32,172	11.98	385,420.56
CARNIVAL PLC	13,360	21.00	280,560.00
COMPASS GROUP PLC	146,506	5.71	836,549.26
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	22,800	10.58	241,224.00
TUI TRAVEL PLC	44,429	1.64	72,863.56
WHITBREAD PLC	13,950	15.95	222,502.50
BRITISH SKY BROADCASTING	84,724	7.45	631,193.80
ITV PLC	293,760	0.63	186,537.60
PEARSON	60,640	11.27	683,412.80
REED ELSEVIER PLC	89,975	5.12	460,672.00
WPP PLC	94,192	6.49	611,306.08
KINGFISHER PLC	174,666	2.50	436,839.66
MARKS & SPENCER GROUP PLC	116,420	3.18	370,448.44
NEXT PLC	13,811	26.65	368,063.15
MORRISON SUPERMARKETS	164,951	3.19	526,193.69
SAINSBURY (J) PLC	93,185	2.97	277,225.37
TESCO	607,674	3.98	2,420,365.54
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	28,821	10.99	316,742.79
BRITISH AMERICAN TOBACCO	150,426	28.84	4,338,285.84
DIAGEO	192,289	13.28	2,554,559.36
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	76,753	22.54	1,730,012.62
SABMILLER PLC	73,108	21.93	1,603,623.98
TATE & LYLE	35,563	6.84	243,250.92
UNILEVER PLC	96,798	20.86	2,019,206.28
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	47,467	32.00	1,518,944.00
SMITH&NEOHEW PLC	68,652	5.64	387,197.28
ASTRAZENECA PLC	104,228	28.40	2,960,596.34
GLAXOSMITHKLINE PLC	390,637	13.67	5,340,007.79
SHIRE PLC	43,456	20.45	888,675.20
BARCLAYS PLC	872,370	1.69	1,474,305.30

HSBC HOLDINGS PLC	1,365,135	4.86	6,642,064.34		
LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,093,068	0.23	716,973.16		
ROYAL BANK OF SCOTLAND	1,345,136	0.19	262,570.54		
STANDARD CHARTERED PLC	182,748	13.31	2,433,289.62		
3I GROUP PLC	77,195	1.85	143,505.50		
ICAP PLC	42,863	3.44	147,577.30		
INVESTEC PLC	35,170	3.39	119,261.47		
LONDON STOCK EXCAHNGE GROUP	11,781	8.34	98,312.44		
MAN GROUP PLC	140,850	1.38	194,373.00		
SCHRODERS PLC	9,069	12.96	117,534.24		
ADMIRAL GROUP PLC	15,818	9.18	145,209.24		
AVIVA PLC	221,972	3.02	672,131.21		
LEGAL & GENERAL GROUP	434,368	1.03	447,399.04		
OLD MUTUAL PLC	430,829	1.09	470,896.09		
PRUDENTIAL PLC	195,095	6.10	1,191,054.97		
RESOLUTION LTD	106,771	2.40	256,784.25		
RSA INSURANCE GROUP PLC	256,367	1.07	276,363.62		
STANDARD LIFE PLC	170,978	1.96	336,655.68		
SAGE GROUP PLC (THE)	97,297	2.75	267,566.75		
BT GROUP PLC	582,362	1.85	1,079,699.14		
INMARSAT PLC	34,401	4.23	145,516.23		
VODAFONE GROUP PLC	3,883,867	1.69	6,594,806.16		
CENTRICA PLC	387,655	2.94	1,142,031.63		
INTERNATIONAL POWER	117,658	3.25	382,859.13		
NATIONAL GRID PLC	269,498	6.41	1,727,482.18		
SEVERN TRENT PLC	17,477	15.36	268,446.72		
SSE PLC	72,338	12.93	935,330.34		
UNITED UTILITIES GROUP PLC	52,353	6.12	320,400.36		
ARM HOLDINGS PLC	100,044	5.76	576,753.66		
イギリス・ボンド 小計	32,417,415		102,852,579.02 (12,539,786,434)		
スイス・フラン	TRANSOCEAN LTD	24,683	39.20	967,573.60	
	GIVAUDAN-REG	609	842.50	513,082.50	
	HOLCIM LTD-REG	18,310	49.20	900,852.00	
	SIKA AG-BR	150	1,656.00	248,400.00	
	SYNGETA AG	7,250	263.00	1,906,750.00	
	ABB LTD	165,339	16.44	2,718,173.16	
	GEBERIT AG-REG	3,001	170.30	511,070.30	
	SCHINDLER HLDG AG	1,722	104.60	180,121.20	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,948	104.60	412,960.80	
	SULZER	1,826	98.00	178,948.00	
	ADECCO SA-REG	9,661	37.55	362,770.55	
	SGS S.A.	404	1,492.00	602,768.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	3,943	110.00	433,730.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	40,019	46.73	1,870,087.87	
	THE SWATCH GROUP	3,167	61.30	194,137.10	
	THE SWATCH GROUP AG-B	2,295	340.50	781,447.50	
	ARYZTA AG	6,191	41.50	256,926.50	

	BARRY CALLEBAUT AG REG	138	836.00	115,368.00	
	LINDT SPRUENGLI PTG CERT CHF10	65	2,745.00	178,425.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	9	31,880.00	286,920.00	
	NESTLE SA-REG	252,501	50.70	12,801,800.70	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,621	93.40	338,201.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	622	149.70	93,113.40	
	SYNTHES INC	4,835	149.50	722,832.50	
	ACTELION CHF0.50 (REGD)	8,060	30.13	242,847.80	
	LOMZA AG-REG	3,793	54.45	206,528.85	
	NOVARTIS AG-REG SHS	178,559	48.83	8,719,035.97	
	ROCHE HOLDING AG GENUSS	53,776	141.60	7,614,681.60	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	87,581	20.98	1,837,449.38	
	GAM HOLDING LTD	16,523	10.25	169,360.75	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,942	31.43	501,057.06	
	PARGESA HLDGS SA CHF20(BR)	2,164	63.15	136,656.60	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,016	172.40	175,158.40	
	UBS AG-REG	274,709	10.68	2,933,892.12	
	BALOISE HOLDING AG REG	3,625	63.70	230,912.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG	2,423	92.60	224,369.80	
	SWISS RE LTD	27,250	46.41	1,264,672.50	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES LTD	11,178	196.10	2,192,005.80	
	SWISSCOM	1,720	336.30	578,436.00	
スイス・フラン 小計		1,242,628		54,603,525.21 (4,635,839,290)	
香港・ドル	HUTCHISON WHAMPOA	164,200	66.15	10,861,830.00	
	NWS HOLDINGS LTD HKD1	100,500	10.86	1,091,430.00	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	97,000	13.16	1,276,520.00	
	MTR CORP	113,000	24.55	2,774,150.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	17,500	34.55	604,625.00	
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	53,500	22.85	1,222,475.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	92,000	14.56	1,339,520.00	
	SANDS CHINA LTD	184,921	21.85	4,040,523.85	
	SHANGRI-LA ASIA	112,000	13.84	1,550,080.00	
	SJM HOLDINGS LTD	120,000	12.74	1,528,800.00	
	WYNN MACAU LTD	114,561	21.10	2,417,237.10	
	LI & FUNG LTD	440,400	15.56	6,852,624.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	43,500	17.70	769,950.00	
	BANK EAST ASIA	117,640	25.90	3,046,876.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	272,500	17.16	4,676,100.00	
	HANG SENG BANK	56,500	93.40	5,277,100.00	
	WING HANG BANK LIMITED	14,000	62.25	871,500.00	
	FIRST PACIFIC CO	162,000	8.53	1,381,860.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	79,200	123.00	9,741,600.00	
	AIA GROUP LTD	645,000	23.70	15,286,500.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS	107,000	87.05	9,314,350.00	
	HANG LUNG DEVELOPMENT CO	63,000	41.95	2,642,850.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	181,000	23.25	4,208,250.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	76,585	38.20	2,925,547.00	

	HOPEWELL HOLDINGS	46,000	19.80	910,800.00	
	HYSAN DEVELOPMENT	46,000	24.25	1,115,500.00	
	KERRY PROPERTIES LTD	52,500	27.00	1,417,500.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	173,200	6.59	1,141,388.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT CO RTS	86,600	1.09	94,394.00	
	SINO LAND	211,200	9.71	2,050,752.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	109,000	95.85	10,447,650.00	
	SWIRE PACIFIC A	53,000	92.95	4,926,350.00	
	WHARF HOLDINGS	111,125	37.75	4,194,968.75	
	WHEELLOCK & CO LTD	71,000	20.40	1,448,400.00	
	FOXCONN INTERNATIONAL HLDGS	161,000	5.01	806,610.00	
	PCCW LIMITED	325,000	2.83	919,750.00	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	34,000	42.90	1,458,600.00	
	CLP HOLDINGS	148,500	69.00	10,246,500.00	
	HONGKONG CHINA GAS	350,849	17.78	6,238,095.22	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	102,500	59.05	6,052,625.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	16,000	83.20	1,331,200.00	
香港・ドル 小計		5,524,981		150,503,380.92 (1,509,548,911)	
シンガポール・ドル	COSCO CORP SINGAPORE LTD	88,000	0.87	76,560.00	
	FRASER & NEAVE LTD	69,500	6.34	440,630.00	
	KEPPEL CORP LTD	110,900	9.00	998,100.00	
	NOBLE GROUP LTD	292,745	1.12	327,874.40	
	SEMBCORP INDUSTRIES	76,560	4.07	311,599.20	
	SEMBCORP MARINE LTD	66,200	3.74	247,588.00	
	SINGAPORE TECH ENGR.	116,000	2.70	313,200.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	155,000	0.87	134,850.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	152,000	1.38	210,520.00	
	NEPTUNE ORIENT LINES NOL	70,500	1.04	73,672.50	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	40,800	10.34	421,872.00	
	GENTING SINGAPORE PLC	448,000	1.50	672,000.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINDS	113,000	3.85	435,050.00	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	8,000	45.85	366,800.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	102,600	2.29	234,954.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	515,960	0.69	358,592.20	
	WILMAR INTERL LTD SGDO.5	148,000	5.03	744,440.00	
	DBS GROUP HOLDING	133,989	12.25	1,641,365.25	
	OVERSEA-CHINESE BANKING	194,240	7.90	1,534,496.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	97,056	15.17	1,472,339.52	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	67,000	6.10	408,700.00	
	CAPITALAND LIMITED	197,000	2.49	490,530.00	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	116,000	1.27	147,320.00	
	CITY DEVELOPMENTS	38,000	9.58	364,040.00	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES	156,000	1.79	279,240.00	
	KEPPEL LAND LIMITED	58,000	2.43	140,940.00	
	UOL GROUP LIMITED	34,405	4.19	144,156.95	
	SINGAPORE TELECOM	597,060	3.07	1,832,974.20	
	STARHUB LTD	43,000	2.82	121,260.00	

シンガポール・ドル 小計		4,305,515		14,945,664.22 (902,867,576)	
ニュージーランド・ドル	FLETCHER BUILDING LTD	55,805	5.88	328,133.40	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	65,428	2.31	151,465.82	
	SKY CITY LIMITED	49,265	3.30	162,574.50	
	CHORUS LTD	28,167	3.31	93,232.77	
	TELECOM CORP NEW ZEALAND	140,836	1.99	280,263.64	
	CONTACT ENERGY LIMITED	26,702	5.33	142,321.66	
ニュージーランド・ドル 小計		366,203		1,157,991.79 (69,108,950)	
スウェーデン・クローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	16,933	174.50	2,954,808.50	
	BOLIDEN AB	21,500	88.55	1,903,825.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	4,505	178.60	804,593.00	
	SCA SV CELLULOZA AB-B SHS	44,256	97.05	4,295,044.80	
	SSAB AB-A SHS	11,761	56.40	663,320.40	
	ALFA LAVAL AB	24,595	122.20	3,005,509.00	
	ASSA ABLOY AB-B	24,070	157.20	3,783,804.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	52,045	135.00	7,026,075.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	30,112	120.80	3,637,529.60	
	SANDVIK AB	75,127	79.35	5,961,327.45	
	SCANIA AB-B SHS	23,568	99.00	2,333,232.00	
	SKANSKA AB-B	30,782	98.00	3,016,636.00	
	SKF AB-B SHARES	28,757	134.70	3,873,567.90	
	VOLVO AB-B SHS	106,865	72.70	7,769,085.50	
	SECURITAS B	24,362	58.80	1,432,485.60	
	ELECTROLUX AB-SER B	18,902	109.30	2,065,988.60	
	HUSQVARNA AB-B SHS	34,167	31.16	1,064,643.72	
	MODERN TIMES GROUP-B SHS	3,447	304.60	1,049,956.20	
	HENNES & MAURITZ B	78,487	206.40	16,199,716.80	
	SWEDISH MATCH	16,856	218.00	3,674,608.00	
	GETINGE AB-B SHS	14,693	167.10	2,455,200.30	
	NORDEA BANK AB	201,301	50.65	10,195,895.65	
	SKAND. ENSKILDA BANKEN A	104,029	36.44	3,790,816.76	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	36,462	168.80	6,154,785.60	
	SWEDBANK AB	60,058	83.65	5,023,851.70	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,000	77.60	776,000.00	
	INVESTOR AB SER B NPV	33,591	122.00	4,098,102.00	
	KINNEVIK INV AB	15,702	134.70	2,115,059.40	
	RATOS AB	13,889	75.10	1,043,063.90	
	"ERICSSON (LM) TEL, SEK1 SER B"	231,033	68.35	15,791,105.55	
	HEXAGON AB B SHS	18,575	96.20	1,786,915.00	
	MILLICOM INTL CELLSDR EACH REP 1 US D1.5	5,850	715.50	4,185,675.00	
TELE2 AB	24,390	130.20	3,175,578.00		
TELIASONERA	167,795	44.17	7,411,505.15		
スウェーデン・クローナ 小計		1,608,465		144,519,311.08 (1,640,294,181)	

ノルウェー・クローネ	ACERGY SA	20,466	107.60	2,202,141.60	
	AKER SOLUTIONS ASA	13,293	64.00	850,752.00	
	SEADRILL LTD	25,592	193.00	4,939,256.00	
	STATOIL ASA	85,526	143.30	12,255,875.80	
	NORSK HYDRO	70,330	26.25	1,846,162.50	
	YARA INTERNATIONAL ASA	13,972	239.10	3,340,705.20	
	ORKLA ASA	59,393	41.69	2,476,094.17	
	DNB ASA	72,479	56.00	4,058,824.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	15,012	64.50	968,274.00	
	TELENOR ASA	55,486	95.15	5,279,492.90	
ノルウェー・クローネ 小計		431,549		38,217,578.17 (510,969,020)	
デンマーク・クローネ	NOVOZYMES A/S B SHARES	17,725	170.20	3,016,795.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	15,705	71.80	1,127,619.00	
	"DSV, DE SAMMENSLUT VOGN"	15,339	104.30	1,599,857.70	
	A P MOLLER MAERSK A/S	97	34,920.00	3,387,240.00	
	A.P. MOLLER-MAERSK A DKK1000	43	33,160.00	1,425,880.00	
	CARLSBERG B	7,826	392.50	3,071,705.00	
	COLOPLAST-B	1,658	824.50	1,367,021.00	
	WILLIAM DEMANT HOLDING	1,908	432.80	825,782.40	
	NOVO NORDISK A/S SER-B	32,679	614.00	20,064,906.00	
	DANSKE BANK A/S	51,118	74.65	3,815,958.70	
	TRYG A/S	2,021	307.90	622,265.90	
	TDC A/S	28,100	44.80	1,258,880.00	
デンマーク・クローネ 小計		174,219		41,583,910.70 (582,174,750)	
イスラエル・シェケル	ISRAEL CHEMICALS LTD	36,142	39.13	1,414,236.46	
	ISRAEL CORP LIMITED/THE	184	2,328.00	428,352.00	
	DELEK GROUP LTD	283	663.70	187,827.10	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,679	150.10	252,017.90	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	70,843	145.00	10,272,235.00	
	BANK HAPOALIM BM	78,960	11.89	938,834.40	
	BANK LEUMI LE- ISRAEL	92,870	10.12	939,844.40	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	62,457	5.12	319,779.84	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	8,722	29.27	255,292.94	
	NICE SYSTEMS LTD	4,927	122.80	605,035.60	
	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	137,769	6.98	961,627.62	
	CELLCOM ISRAEL LTD	3,881	63.04	244,658.24	
	PARTNER COMMUNICATIONS CO	6,690	34.90	233,481.00	
イスラエル・シェケル 小計		505,407		17,053,222.50 (351,296,383)	

ユ-ロ

ENI SPA	184,615	15.12	2,791,378.80
FUGRO NV-CVA	5,397	38.53	207,946.41
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	16,964	11.42	193,728.88
GENERALE GEOPHYSIQUE	11,414	15.96	182,224.51
NESTE OIL OYJ	10,894	8.81	96,030.61
OMV AG	11,860	22.98	272,602.10
REPSOL YPF.SA	60,697	21.20	1,287,079.88
SAIPEM EUR1	19,662	31.26	614,634.12
SBM OFFSHORE NV	13,365	15.12	202,078.80
TECHNIP SA	7,328	67.38	493,760.64
TENARIS SA	34,645	13.11	454,195.95
TOTAL SA	162,485	37.26	6,054,191.10
ACERINOX SA	7,928	9.72	77,060.16
AIR LIQUIDE	21,364	89.87	1,919,982.68
AKZO NOBEL	17,213	35.63	613,299.19
ARCELORMITTAL	66,452	12.56	834,969.38
ARKEMA	4,237	50.84	215,409.08
BASF SE	70,465	50.56	3,562,710.40
CIMPOR-CIMENTOS DE PORTUGAL	14,729	4.83	71,244.17
CRH	55,729	13.43	748,440.47
HEIDELBERGCEMENT AG	10,859	29.05	315,508.24
IMERYS SA	2,547	35.12	89,463.37
K&S AG	12,764	39.46	503,667.44
KONINKLIJKE DSM N.V	11,903	34.41	409,582.23
LAFARGE (FRANCE)	14,743	25.20	371,597.31
LANXESS AG	6,119	38.86	237,814.93
LINDE	12,947	109.55	1,418,343.85
SALZGITTER AG	2,803	36.19	101,454.58
SOLVAY	4,312	66.68	287,524.16
STORA ENSO OYJ-R SHS	45,752	4.31	197,374.12
THYSSENKRUPP AG	28,633	17.78	509,094.74
UMICORE	8,389	29.85	250,411.65
UPM-KYMMENE	40,186	8.30	333,543.80
VOESTALPINE AG	8,570	20.08	172,128.45
WACKER CHEMIE AG NPV(BR)	1,279	71.18	91,039.22
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	10,880	22.95	249,696.00
ALSTOM-NEW	15,145	24.26	367,417.70
BEKAERT NV	3,152	27.87	87,846.24
BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	5,638	24.17	136,270.46
BOUYGUES SA	14,354	23.38	335,668.29
BRENTAG AG	2,439	69.04	168,388.56
CIE DE SAINT-GOBAIN	30,793	29.81	918,093.29
EIFFAGE EUR4 (POST SUBDIV ISIO	3,456	17.50	60,497.28
EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	30,321	21.40	648,869.40
FERROVIAL SA	27,952	8.83	246,900.01
FIAT INDUSTRIAL	59,092	6.20	366,370.40
FINMECCANICA SPA	31,774	2.99	95,067.80
FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	4,191	17.81	74,641.71

GEA GROUP AG NPV	13,104	20.43	267,714.72
HOCHTIEF	3,231	39.68	128,222.23
KONE OYJ	12,012	40.85	490,690.20
LEGRAND PROMESSES EUR4	17,867	23.77	424,698.59
MAN SE	4,924	60.32	297,015.68
METSO OYJ	9,830	28.49	280,056.70
PHILIPS ELECTRONICS	77,940	14.42	1,124,284.50
PRYSMIAN SPA EURO.10	16,262	9.57	155,708.65
SAFRAN SA	13,569	21.71	294,582.99
SCHNEIDER	37,535	40.00	1,501,587.67
SIEMENS AG	63,048	72.25	4,555,218.00
THALES SA	7,294	22.94	167,360.83
VALLOUREC	8,567	45.94	393,610.81
VINCI SA	33,996	31.59	1,073,933.64
WARTSILA OYJ	12,468	23.26	290,005.68
WENDEL	2,494	45.94	114,586.83
ZARDOYA OTIS	12,310	9.97	122,730.70
BIC	2,267	64.11	145,337.37
BUREAU VERITAS	4,379	53.61	234,758.19
EDENRED	11,574	18.81	217,706.94
RANDSTAD HOLDING NV	9,838	22.03	216,731.14
ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	29,822	11.42	340,567.24
ADP	2,434	53.37	129,902.58
ATLANTIA SPA	23,176	10.94	253,545.44
DEUTSCHE POST AG-REG	62,944	10.79	679,165.76
FRAPORT AG NPV	2,950	39.89	117,675.50
GROUPE EUROTUNNEL SA REGR	43,176	5.54	239,195.04
INTERNATIONAL CONSOLIDATED A	71,230	1.71	121,803.30
LUFTHANSA	18,129	9.20	166,786.80
TNT EXPRESS NV - W/I	25,652	4.98	127,900.87
VOPAK	5,113	39.10	199,943.86
BAYER MOTOREN WERKEUR1	25,361	52.92	1,342,104.12
BAYER MOTOREN WERKNON-VTG PRF EUR1	4,195	37.05	155,445.72
CONTINENTAL	6,146	48.87	300,385.75
DAIMLER AG	68,370	31.88	2,179,635.60
FIAT SPA	59,663	3.59	214,667.47
MICHELIN B	13,142	44.98	591,127.16
NOKIAN RENKAAT OYJ	8,610	22.64	194,930.40
PEUGEOT SA	11,935	13.20	157,542.00
PIRELLI & C.	17,841	6.75	120,426.75
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE (PREF)	11,297	41.98	474,304.54
RENAULT SA	14,852	26.35	391,350.20
VOLKSWAGEN STAMM	2,249	106.55	239,630.95
VOLKSWAGEN VORZUG	11,069	119.90	1,327,173.10
ADIDAS AG	16,213	49.43	801,489.65
CHRISTIAN DIOR	4,190	93.25	390,717.50

LUXOTTICA GROUP SPA	8,997	21.09	189,746.73
LVMH	19,557	112.00	2,190,384.00
ACCOR SA	10,850	19.59	212,605.75
AUTOGRILL SPA	9,766	7.48	73,049.68
GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	17,090	6.46	110,401.40
SODEXO	6,880	52.04	358,035.20
AXEL SPRINGER AG	2,946	31.67	93,299.82
EUTELSAT COMMUNICATIONS	7,249	28.52	206,741.48
JC DECAUX SA NPV	4,982	18.49	92,142.09
KABEL DEUTSCHLAND HOLDING AG	7,334	40.86	299,667.24
LAGARDERE	9,332	17.50	163,356.66
MEDIASET	56,460	2.06	116,533.44
PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	6,431	13.94	89,648.14
PUBLICIS GROUPE	11,534	33.85	390,483.57
REED ELSEVIER	53,030	8.48	449,694.40
SANOMA OYJ	6,010	8.71	52,347.10
SES	23,075	17.76	409,927.37
TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	9,381	7.52	70,563.88
WOLTERS KLUWER CVA	24,329	12.48	303,747.56
INDITEX	16,852	60.29	1,016,007.08
PPR	5,649	104.85	592,297.65
AHOLD (KON.)	86,628	9.37	811,704.36
CARREFOUR	43,097	18.56	800,095.80
CASINO ORD	4,340	64.00	277,760.00
COLRUYT NV	5,536	27.21	150,662.24
DELHAIZE GROUP	7,816	42.63	333,196.08
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	44,679	3.16	141,185.64
JERONIMO MARTINS	16,119	13.25	213,576.75
KESKO ORD	5,459	25.52	139,313.68
METRO STAMM	10,000	35.60	356,000.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	61,688	44.00	2,714,272.00
COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	14,462	11.10	160,528.20
DANONE	44,029	48.06	2,116,033.74
HEINEKEN HOLDING EUR1.6	8,484	29.00	246,036.00
HEINEKEN NV	19,267	33.47	644,962.82
KERRY GROUP A	10,337	26.44	273,310.28
PERNOD RICARD	15,328	69.50	1,065,296.00
SUEDZUCKER AG	4,757	22.81	108,507.17
UNILEVER NV CVA	125,074	24.63	3,080,572.62
BEIERSDORF	8,183	41.12	336,484.96
HENKEL AG & CO KGAA (PREF)	13,196	42.96	566,900.16
HENKEL KGAA	9,461	35.01	331,229.61
L'OREAL	18,405	77.28	1,422,338.40
CELESIO AG	6,103	11.24	68,597.72
ESSILOR INTERNATIONAL	15,565	52.04	810,002.60
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO KGAA	15,579	49.62	773,029.98
FRESENIUS SE & CO KGaA	8,429	68.20	574,857.80

BAYER AG	63,513	45.79	2,908,260.27	
ELAN CORPORATION PLC	36,121	7.71	278,492.91	
GRIFOLS SA	10,966	11.39	124,902.74	
MERCK KGAA	4,696	72.07	338,440.72	
ORION OYJ	7,189	14.79	106,325.31	
QIAGEN N.V.	18,522	10.59	196,240.59	
SANOFI	87,829	50.42	4,428,338.18	
UCB SA	7,387	29.80	220,132.60	
BANCA INTESA SPA	75,635	0.89	67,882.41	
BANCA INTESA SPA	768,338	1.15	888,967.06	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	308,196	0.24	74,275.23	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT	352,907	5.92	2,092,032.69	
BANCO ESPIRITO SANTO SA-REG	43,905	1.16	51,105.42	
BANCO POPOLARE SPA	126,067	0.82	104,257.40	
BANCO POPULAR ESPANOL	72,187	3.02	218,365.67	
BANCO SANTANDER SA	638,271	5.48	3,502,831.24	
BANKIA SAU	65,000	3.39	220,675.00	
BANKINTER SA EURO.3(REGD)	15,532	3.98	61,879.48	
BCA CARIGE SPA EUR1	41,340	1.40	58,206.72	
BCO DE SABADELL EURO.125 (POST SU BDIV	88,457	2.27	201,593.50	
BNP PARIBAS	74,384	28.16	2,095,025.36	
CAIXABANK	54,601	3.69	201,805.29	
COMMERZBANK AG	264,115	1.33	352,329.41	
CREDIT AGRICOLE SA	70,548	4.38	309,494.07	
ERSTE GROUP BANK AG	14,598	12.27	179,117.46	
IRISH BANK RESOLUTION CORP LTD	150,806			
KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	12,661	8.31	105,326.85	
NATIONAL BANK OF GREECE	73,732	1.91	140,828.12	
NATIXIS	69,322	1.94	135,108.57	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	3,980	16.46	65,530.70	
SOCIETE GENERALE-A	49,112	17.28	848,655.36	
UNICREDITO ITALIANO	1,007,757	0.75	755,817.75	
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	65,290	2.82	184,509.54	
DEUTSCHE BANK AG-REG	70,102	26.95	1,889,248.90	
DEUTSCHE BOERSE AG	15,109	43.40	655,730.60	
EURAZEO NPV	2,434	29.50	71,803.00	
EXOR SPA	5,306	15.05	79,855.30	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	6,211	51.45	319,555.95	
ING GROUP N.V.	288,531	5.41	1,561,241.24	
MEDIOBANCA	37,667	4.45	167,618.15	
POHJOLA BANK PLC	11,000	7.12	78,320.00	
AEGON NV	133,037	3.05	406,694.10	
AGEAS	176,597	1.24	219,686.66	
ALLIANZ	34,947	72.87	2,546,587.89	
ASSICURAZIONI GENERALI	90,217	12.01	1,083,506.17	
AXA	133,389	10.10	1,347,895.84	
CNP ASSURANCES	11,478	9.40	107,893.20	

DELTA LLOYD NV	8,869	12.73	112,902.37
HANNOVER RUECKVERSORD NPV	4,660	37.25	173,585.00
MAPFRE SA	54,199	2.40	130,402.79
MUENCHENER RUECK AG-REG	14,426	89.45	1,290,405.70
SAMPO INSURANCE CO A	31,183	19.14	596,842.62
SCOR SE	13,396	17.98	240,860.08
VIENNA INSURANCE GROUP AG WIENER	3,073	27.22	83,647.06
IMMOFINANZ IMMOBILIEN ANLAGE	68,379	2.18	149,339.73
AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	21,014	12.28	258,156.99
ATOS	3,632	35.07	127,374.24
CAP GEMINI SA	11,413	26.89	306,895.57
DASSAULT SYSTEMES	4,944	60.18	297,529.92
INDRA SISTEMAS SA	7,110	10.18	72,379.80
SAP AG	70,650	42.84	3,026,646.00
UNITED INTERNET	8,045	14.05	113,072.47
ALCATEL	186,866	1.21	226,107.86
NEOPOST SA	2,557	52.61	134,523.77
NOKIA	286,688	4.19	1,201,222.72
BELGACOM SA	11,187	22.96	256,853.52
DEUTSCHE TELEKOM	211,611	9.26	1,961,422.35
ELISA CORP-A SHARES	10,276	15.69	161,230.44
FRANCE TELECOM	142,319	12.26	1,744,830.94
HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	18,452	3.07	56,647.64
ILIAD SA	1,632	89.91	146,733.12
KPN (KON. PTT NEDERLAND	114,452	8.76	1,002,942.87
MOBISTAR SA	2,134	40.15	85,680.10
PORTUGAL TELECOM SGPS SA	51,685	4.60	237,751.00
TELECOM ITALIA SPA	696,586	0.81	564,234.66
TELECOM ITALIA-RNC	464,293	0.67	313,862.06
TELEFONICA S.A.	310,802	13.50	4,195,827.00
TELEKOM AUSTRIA AG	26,433	8.39	221,772.87
VIVENDI SA	94,843	16.50	1,565,383.71
A2A SPA	82,063	0.74	61,465.18
ACCIONA S.A	1,914	66.79	127,836.06
E.ON AG	138,501	17.58	2,434,847.58
EDP ELERGIAS DE PORTUGAL	146,864	2.32	341,311.93
EDP RENOVAVEIS SA	18,592	4.16	77,454.27
ELEC DE FRANCE EURO.5	18,502	19.42	359,401.35
ENAGAS	13,070	13.49	176,379.65
ENEL GREEN POWER SPA	139,503	1.60	224,320.82
ENEL SPA	504,924	3.02	1,524,870.48
FORTUM OYJ	32,911	16.44	541,056.84
GAS NATURAL SDG-E	27,983	12.60	352,585.80
GDF SUEZ	93,289	19.64	1,832,195.96
IBERDROLA SA	302,562	4.80	1,453,507.84
RED ELECTRICA CORPORACION SA	8,818	32.20	283,939.60
RWE AG	31,916	29.26	933,862.16
RWE AG-NON VTG PFD	3,201	26.38	84,458.38

	SNAM RETE GAS	123,645	3.34	412,974.30	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	21,187	9.34	198,077.26	
	TERNA SPA	92,040	2.56	236,358.72	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	26,906	9.00	242,207.81	
	VERBUND AG	5,576	18.86	105,163.36	
	ASML HOLDING NV	33,371	28.05	936,223.40	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	80,267	5.89	472,772.63	
	STMICROELECTRONICS NV	49,087	4.51	221,578.71	
ユーロ 小計		13,835,949		146,432,644.45 (15,252,424,246)	
合計		91,894,940		115,132,301,454 (115,132,301,454)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

### 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	73,500	1,161,300.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,015	833,452.15	
		BOSTON PROPERTIES INC	10,850	976,066.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	7,600	479,864.00	
		DUKE REALTY CORP	20,500	223,450.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	22,816	1,206,966.40	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	4,500	384,120.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	31,989	433,131.06	
		HCP INC	31,400	1,154,264.00	
		HEALTH CARE REIT INC	13,800	669,024.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	51,548	680,433.60	
		KIMCO REALTY CORP	29,700	442,233.00	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	8,800	250,888.00	
		MACERICH CO/THE	10,200	486,744.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	11,956	420,492.52	
		PROLOGIS INC	33,800	880,828.00	
		PUBLIC STORAGE	11,200	1,418,032.00	
		RAYONIER INC	9,450	369,211.50	
		REGENCY CENTERS CORP	6,300	224,721.00	
		SIMON PPTY (SIMON DEBART	22,484	2,679,643.12	
		VENTAS INC COM	20,400	1,026,732.00	
VORNADO REALTY TRUST	12,859	914,274.90			
WEYERHAEUSER CO	39,791	633,472.72			
	アメリカ・ドル 小計		492,458	17,949,343.97 (1,402,382,244)	
	カナダ・ドル	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	5,900	132,927.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	9,900	247,698.00	
	カナダ・ドル 小計		15,800	380,625.00 (28,828,537)	

オーストラリア・ドル	DEXUS PROPERTY GROUP	375,848	321,350.04	
	GANDEL RETAIL TRUST	140,068	252,822.74	
	GOODMAN GROUP	576,976	340,415.84	
	GPT GROUP	138,503	434,899.42	
	MIRVAC GROUP	271,194	340,348.47	
	STOCKLAND	183,886	610,501.52	
	WESTFIELD GROUP	169,646	1,367,346.76	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	222,333	555,832.50	
オーストラリア・ドル 小計		2,078,454	4,223,517.29 (331,883,988)	
イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO	61,492	293,501.31	
	CAPITAL SHOPPING CENTRES GROUP	40,531	123,416.89	
	HAMMERSON	51,913	195,815.83	
	LAND SECURITIES GROUP	59,165	395,813.85	
	SEGRO PLC	57,634	125,181.04	
イギリス・ポンド 小計		270,735	1,133,728.92 (138,224,229)	
香港・ドル	LINK REIT	163,500	4,496,250.00	
香港・ドル 小計		163,500	4,496,250.00 (45,097,387)	
シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	148,013	290,105.48	
	CAPITAMALL TRUST	144,700	253,948.50	
シンガポール・ドル 小計		292,713	544,053.98 (32,866,300)	
ユーロ	CORIO NV	4,610	145,030.60	
	FONCIERE DES REGIONS	2,146	97,750.30	
	GECINA SA	1,502	90,465.46	
	ICADE	1,907	105,876.64	
	KLEPIERRE	7,708	159,941.00	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	7,094	942,083.20	
ユーロ 小計		24,967	1,541,147.20 (160,525,892)	
投資証券 小計			2,139,808,577 (2,139,808,577)	
合計			2,139,808,577 (2,139,808,577)	

(注)1 . 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2 . 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3 . 投資証券における券面総額は、証券数です。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計額 に対する比率
アメリカ・ドル	株式 566銘柄	97.9%		57.4%
	投資証券 23銘柄		2.1%	
カナダ・ドル	株式 100銘柄	99.6%		5.7%
	投資証券 2銘柄		0.4%	
オーストラリア・ドル	株式 62銘柄	93.2%		4.2%
	投資証券 8銘柄		6.8%	

イギリス・ポンド	株式	101銘柄	98.9%		10.8%
	投資証券	5銘柄		1.1%	
スイス・フラン	株式	39銘柄	100.0%		4.0%
香港・ドル	株式	41銘柄	97.1%		1.3%
	投資証券	1銘柄		2.9%	
シンガポール・ドル	株式	29銘柄	96.5%		0.8%
	投資証券	2銘柄		3.5%	
ニュージーランド・ドル	株式	6銘柄	100.0%		0.1%
スウェーデン・クローナ	株式	34銘柄	100.0%		1.4%
ノルウェー・クローネ	株式	10銘柄	100.0%		0.4%
デンマーク・クローネ	株式	12銘柄	100.0%		0.5%
イスラエル・シェケル	株式	13銘柄	100.0%		0.3%
ユーロ	株式	244銘柄	99.0%		13.1%
	投資証券	6銘柄		1.0%	

(注)組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成23年12月30日現在)

資産総額	11,961,500,169円
負債総額	19,327,488円
純資産総額( - )	11,942,172,681円
発行済口数	15,703,841,516口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たりの純資産の額)	0.7605円 (7,605円)

## &lt;参考情報&gt;

親投資信託受益証券(ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(平成23年12月30日現在)

資産総額	124,533,498,157円
負債総額	442,754,131円
純資産総額( - )	124,090,744,026円
発行済口数	144,359,425,993口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たりの純資産の額)	0.8596円 (8,596円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

#### < 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### < 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

#### < 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### < 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

###### 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成23年12月30日現在)。

###### 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成23年12月30日現在)。

###### 発行済株式の総数

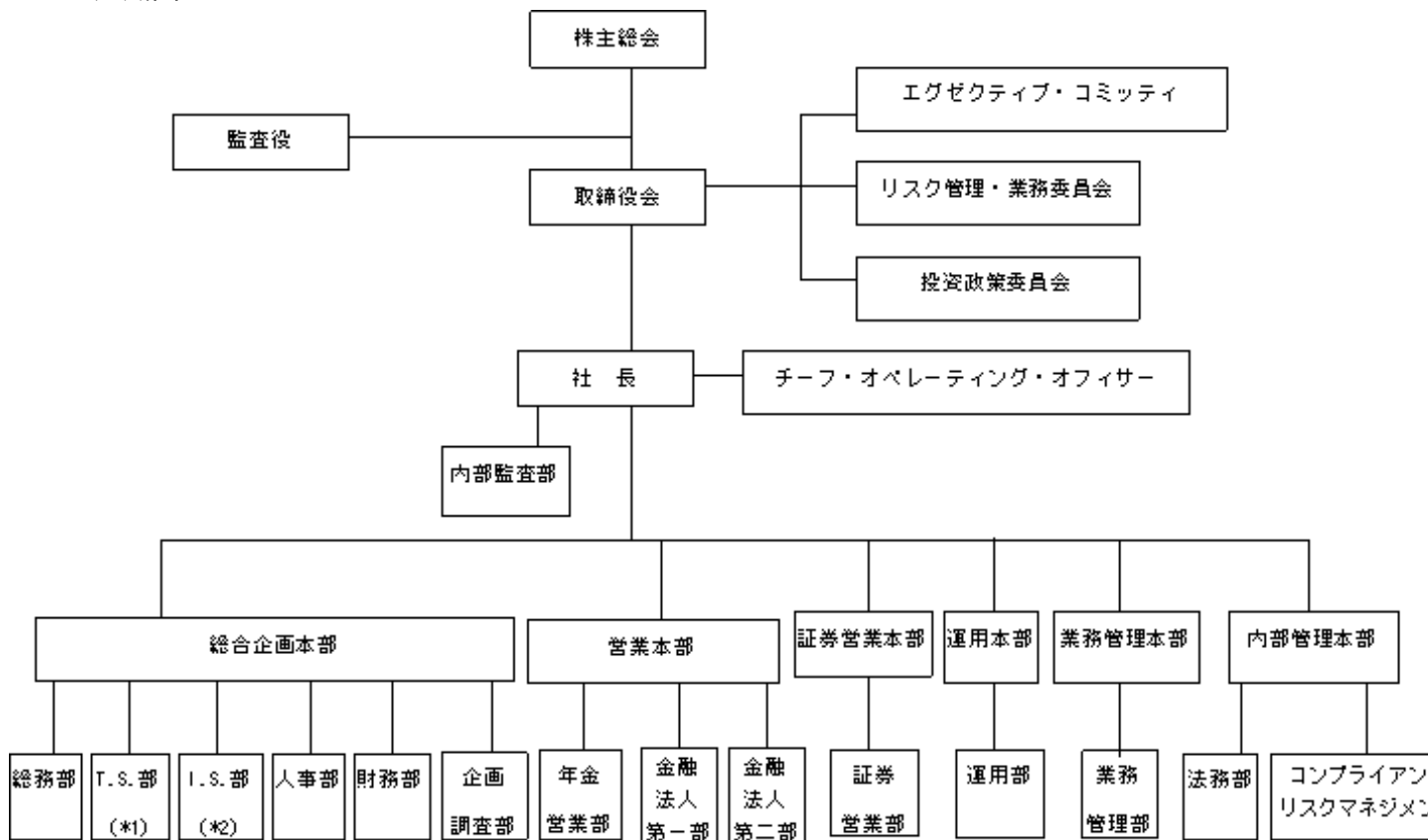
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成23年12月30日現在)。

###### 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 組織図



内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(\*1) T.S.部はテクノロジー・サービス部、(\*2) I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名	業務内容
-----	------

営業本部	年金営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、コンサルタントとの折衝
	金融法人第一部 金融法人第二部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、企画提案書の作成、契約締結手続き、勧誘資料作成、広告、営業イベント企画等
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピューター機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	総務部	備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

### 投資運用の意思決定機構

#### 1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

#### 2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

#### 3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引

業を行っています。

平成23年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、116本であり、その純資産総額は896,118百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
( 資 産 の 部 )			%		%
流動資産					
現金		69		51	
預金		6,652,255		6,661,535	
有価証券		49,072		55,860	
前払金		-		4,358	
前払費用		23,912		17,658	
未収入金		666,368		361,818	
未収委託者報酬		596,483		349,939	
未収収益		25,258		30,627	
未収消費税等		-		22,424	
未収還付法人税等		-		131,504	
繰延税金資産		79,106		24,293	
流動資産計		8,092,526	95.9	7,660,073	96.0
固定資産					
有形固定資産		190,517		172,747	
建物附属設備	1	156,889		143,387	
器具備品	1	33,628		29,360	
無形固定資産		2,851		1,667	
ソフトウェア	2	2,851		1,667	
投資その他の資産		154,500		143,436	
長期差入保証金		133,462		93,357	
繰延税金資産		16,187		45,229	
その他投資		4,850		4,850	
固定資産計		347,869	4.1	317,851	4.0
資産合計		8,440,395	100.0	7,977,925	100.0
( 負 債 の 部 )			%		%
流動負債					
預り金		54,823		84,273	
未払金		724,822		424,170	
未払手数料		302,298		109,589	

その他未払金	422,523			314,580		
未払費用		94,329			72,454	
未払法人税等		406,808			265	
未払消費税等		18,985			-	
賞与引当金		62,492			54,792	
その他の流動負債		3,562			-	
流動負債計		1,365,824	16.2		635,955	8.0
固定負債						
役員退職慰労引当金		37,339			0	
退職給付引当金		10,758			84,094	
固定負債計		48,098	0.6		84,094	1.1
負債合計		1,413,922	16.8		720,050	9.0
(純資産の部)			%			%
株主資本		7,026,473	83.2		7,257,874	91.0
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,607,353			6,838,754		
純資産合計		7,026,473	83.2		7,257,874	91.0
負債・純資産合計		8,440,395	100.0		7,977,925	100.0

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	前事業年度			当事業年度		
	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日			自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日		
科 目	金 額	構成比		金 額	構成比	
営業収益			%			%
委託者報酬	6,090,712			3,343,307		
投資顧問収入	2,069,761			1,785,199		
その他営業収益	16,491			18,337		
営業収益計	8,176,964	100.0		5,146,844	100.0	
営業費用						
支払手数料	3,146,528			1,355,270		
広告宣伝費	11,395			17,530		
公告費	1,140			2,400		
調査費	556,209			493,033		
調査費	240,382			248,560		
委託調査費	314,332			242,832		
図書費	1,494			1,640		
委託計算費	187,144			171,824		
営業雑経費	47,159			40,718		
通信費	7,740			7,033		
印刷費	9,869			8,341		
協会費	15,464			13,797		
諸会費	5,333			2,901		
その他	8,752			8,644		
営業費用計	3,949,576	48.3		2,080,777	40.4	
一般管理費						
給料	1,201,883			1,254,505		
役員報酬	267,365			305,535		
給料・手当	761,261			761,648		
賞与	110,764			132,528		
賞与引当金繰入額	62,492			54,792		
退職金	-			2,846		
交際費	5,925			2,992		
旅費交通費	27,228			26,905		
租税公課	21,458			14,439		
不動産賃借料	160,720			135,683		
役員退職慰労引当金繰入額	5,204			9,188		
退職給付費用	39,747			60,658		

固定資産減価償却費		21,584		31,299	
福利厚生費		87,474		87,865	
事務手数料	1	744,715		749,844	
諸経費		100,465		118,910	
一般管理費計		2,416,409	29.6	2,495,141	48.5
営業利益		1,810,977	22.1	570,925	11.1
営業外収益					
受取利息		-		0	
有価証券売却益		3,857		0	
雑収入		402		572	
営業外収益計		4,259	0.0	572	0.0
営業外費用					
為替差損		231		1,144	
有価証券売却損		-		1,620	
雑損失		-		425	
営業外費用計		231	0.0	3,190	0.1
経常利益		1,815,005	22.2	568,306	11.0
特別損失					
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-		20,630	
役員退職慰労金制度終了損		-		6,662	
事務処理損失		93		7,866	
特別損失計		93	0.0	35,159	0.7
税引前当期純利益		1,814,912	22.2	533,147	10.4
法人税、住民税及び事業税		816,931	10.0	275,975	5.4
法人税等調整額		13,860	0.2	25,770	0.5
当期純利益		1,011,841	12.4	231,401	4.5

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
	株主資本			
資本金				
前期末残高		310,000		310,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		310,000		310,000
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高		77,500		77,500
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		77,500		77,500
その他利益剰余金				
別途積立金				
前期末残高		31,620		31,620
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		31,620		31,620
繰越利益剰余金				
前期末残高		5,595,511		6,607,353
当期変動額				
当期純利益		1,011,841		231,401
当期変動額合計		1,011,841		231,401
当期末残高		6,607,353		6,838,754
利益剰余金合計				
前期末残高		5,704,631		6,716,473
当期変動額				

当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	6,716,473	6,947,874
株主資本合計		
前期末残高	6,014,631	7,026,473
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	7,026,473	7,257,874
純資産合計		
前期末残高	6,014,631	7,026,473
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	7,026,473	7,257,874

[次△](#)

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			
流動資産			%
現金		38	
預金		6,233,401	
有価証券		77,259	
前払金		12,237	
前払費用	4	14,392	
未収入金		809,888	
未収委託者報酬		341,742	
未収収益		219,316	
繰延税金資産		67,624	
流動資産計		7,775,900	96.3
固定資産			
有形固定資産		162,272	
建物附属設備	1	136,636	
器具備品	1	25,636	
無形固定資産		3,989	
ソフトウェア	2	3,989	
投資その他の資産		132,166	
長期差入保証金		85,186	
繰延税金資産		42,129	
その他投資		4,850	
固定資産計		298,428	3.7
資 産 合 計		8,074,329	100.0
(負債の部)			
流動負債			%
預り金		32,859	
未払金		203,944	
未払手数料			
その他未払金			
未払費用		55,446	
未払法人税等		231,480	
未払消費税等	2	98	
賞与引当金		120,651	
流動負債計		644,481	8.0
固定負債			
退職給付引当金		77,303	
固定負債計		77,303	1.0
負 債 合 計		721,784	8.9
(純資産の部)			
株主資本		7,352,544	91.1
資本金		310,000	
利益剰余金		7,042,544	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		6,933,424	
純資産合計		7,352,544	91.1
負 債 ・ 純 資 産 合 計		8,074,329	100.0

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第15期中間会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	
		金 額	構成比

			%
営業収益			
委託者報酬		998,446	
投資顧問収入		664,165	
その他営業収益		171,043	
営業収益計		1,833,655	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		548,527	
支払手数料	252,808		
その他営業費用	295,718		
一般管理費	1	997,535	
営業費用・一般管理費計		1,546,063	84.3
営業利益		287,592	15.7
営業外収益		4,303	0.2
営業外費用		8,773	0.5
経常利益		283,121	15.4
特別損失	3	2,976	0.2
税引前中間純利益		280,145	15.3
法人税,住民税及び事業税		225,706	12.3
法人税等調整額		40,231	2.2
中間純利益		94,669	5.2

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第15期

(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

株主資本		
資本金		
当期首残高		310,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		310,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		77,500
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		31,620
当中間期変動額		
別途積立金の積立		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		31,620
繰越利益剰余金		
当期首残高		6,838,754
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
別途積立金の積立		-
中間純利益		94,669
当中間期変動額合計		94,669
当中間期末残高		6,933,424
利益剰余金合計		
当期首残高		6,947,874
当中間期変動額		
剰余金の配当		-

中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,042,544
株主資本合計	
当期首残高	7,257,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,352,544
純資産合計	
前期末残高	7,257,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,352,544

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------------	--

## 追加情報

15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注 記 事 項

## (中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 55,188千円 器具備品 32,289千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
1. 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当中間会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われるべき調整額162,982千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。
2. 減価償却実施額 有形固定資産 10,475千円 無形固定資産 692千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日										
発行済株式の種類及び総数に関する事項										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業年度期首 株式数（株）</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期間 増加株式数（株）</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期間 減少株式数（株）</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期末 株式数（株）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式</td> <td style="text-align: center;">6,200</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6,200</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）	普通株式	6,200			6,200
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）						
普通株式	6,200			6,200						

## (金融商品関係)

## 第15期中間会計期間

自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	6,233,401	6,233,401	
(2) 未収入金	809,888	809,888	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収入金

未収入金は短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

## (注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の中間決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第15期中間会計期間末

(平成23年9月30日 現在)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第15期中間会計期間末

(平成23年9月30日 現在)

当中間会計期間において、データセンターの賃貸借契約期間満了に伴い、資産除去債務が1,714千円減少しております。

当中間会計期間末における、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は45,614千円であります。

## (デリバティブ取引関係)

第15期中間会計期間末

(平成23年9月30日 現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第15期中間会計期間末

(平成23年9月30日 現在)

## （セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## （セグメント関連情報）

## 1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

## （報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第15期中間会計期間

自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日

1株当たり純資産額 1,185,894円23銭

1株当たり中間純利益 15,269円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第15期中間会計期間	
自 平成23年4月1日	
至 平成23年9月30日	
中間純利益（千円）	94,669
普通株主に帰属しない金額	-

普通株式にかかる中間純利益(千円)	94,669
期中平均株式数(株)	6,200

## (重要な後発事象)

第15期中間会計期間  
自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

## 【重要な会計方針】

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1.有価証券 の評価基 準及び評 価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (取得原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(1) 有価証券 同 左
2.固定資産 の減価償 却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年  (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 同 左  (2) 無形固定資産 同 左
3.外貨建の 資産及び 負債の本 邦通貨へ の換算基 準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。	同 左

4.引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は20,032千円であります。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異 発生翌事業年度に一括費用処理 （追記情報） 当社は、適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。なお、この移行に伴い過去勤務債務87,216千円が発生しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成23年3月29日開催の取締役会において役員退職慰労金規程の廃止を決議しました。これに伴い、役員退職慰労引当金を全額取り崩し、新退職給付制度への移行により退職給付引当金へ振り替え、また、積立不足分6,662千円を特別損失として計上しております。</p>
5.その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の処理方法 同 左</p>

## 【会計方針の変更】

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 資産除去債務に関する会計基準	-	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ9,467千円減少し、税引前当期純利益は30,098千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額は30,098千円であります。

## 注 記 事 項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 34,935千円 器具備品 21,419千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 48,437千円 器具備品 28,565千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,658千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 6,842千円
授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株	授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 該当事項はありません。

## （損益計算書関係）

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日

<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。</p> <p>(但し、親会社であったステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニーは平成21年10月に関係会社ではなくなっております。当該金額は10月以降の関係会社でなくなった期間の金額も含めた当期中における取引金額全てについて記載しております。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">投資顧問収入</td> <td style="text-align: right;">258,438千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">168,552千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">269,665千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">133,413千円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">17,308千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">40,494千円</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td style="text-align: right;">694,820千円</td> </tr> </table>	投資顧問収入	258,438千円	調査費	168,552千円	委託調査費	269,665千円	役員報酬	133,413千円	給料・手当	17,308千円	賞与	40,494千円	事務手数料	694,820千円	<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>該当事項はありません。</p>
投資顧問収入	258,438千円														
調査費	168,552千円														
委託調査費	269,665千円														
役員報酬	133,413千円														
給料・手当	17,308千円														
賞与	40,494千円														
事務手数料	694,820千円														

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 当事業年度の末日における発行済株式数 6,200株	1. 当事業年度の末日における発行済株式数 6,200株
2. 配当金支払額 該当事項はありません。	2. 配当金支払額 該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日

<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,473千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>60千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	2,473千円	減価償却費相当額	2,250千円	支払利息相当額	60千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) 該当事項はありません。</p>
支払リース料	2,473千円						
減価償却費相当額	2,250千円						
支払利息相当額	60千円						

## (金融商品関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行(これらに準ずる者を含む。 )」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,652,325	6,652,325	
(2)未収委託者報酬	596,483	596,483	
(3)未収入金	666,368	666,368	
(4)その他未払金	422,523	422,523	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

## （1）現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計上上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,661,535	6,661,535	
(2)未収委託者報酬	349,939	349,939	
(3)未収入金	361,818	361,818	
(4)その他未払金	314,580	314,580	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

## （1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時

価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	49,072千円	貸借対照表計上額	55,860千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	1,112千円	に含まれた評価差額	900千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、設立時より適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
退職給付債務	161,243	322,666

(1)年金資産	130,452	172,261
(2)退職給付引当金	10,758	84,094
(3)未認識数理計算上の差異	20,032	20,905
(4)未認識過去勤務債務	-	87,216

退職給付債務には、役員分53,190千円が含まれております。

### 3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
退職給付費用	39,747	60,658
(1)勤務費用	29,006	36,339
(2)利息費用	3,276	1,988
(3)期待運用収益（減算）	796	966
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	3,265
(5)数理計算上の差異の費用処理額	8,260	20,032

### 4. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月 31日現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	1年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

### (税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月 31日	至 平成23年3月 31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額
25,428	17,154
未払事業税	その他
3	19,822
0,949	
その他	繰延税金資産(流動)合計
26,538	36,977
	繰延税金負債(流動)との相殺
	12,683
繰延税金資産(流動)合計	繰延税金資産(流動)の純額
82,915	24,293
繰延税金負債(流動)との相殺	
3,809	
繰延税金資産(流動)の純額	繰延税金資産(固定)
79,106	退職給付引当金
繰延税金資産(固定)	35,207
役員退職給与引当金	その他
15,193	13,831
退職給付引当金	繰延税金資産(固定)合計
5,365	49,038
その他	繰延税金負債(固定)との相殺
3,247	3,809
繰延税金資産(固定)合計	繰延税金資産(固定)の純額
23,807	45,229
繰延税金負債(固定)との相殺	
7,619	
繰延税金資産(固定)の純額	繰延税金資産合計
16,187	69,522
繰延税金資産合計	繰延税金負債(流動)
95,293	事業譲受に係る調整項目
	3,809
繰延税金負債(流動)	未収還付事業税
事業譲受に係る調整項目	8,873
3,809	

繰延税金負債（流動）合計 3,809 繰延税金負債（流動）との相殺	繰延税金負債（流動）合計 12,683 繰延税金負債（流動）との相殺 12,683
3,809	繰延税金負債（流動）の純額 -
繰延税金負債（流動）の純額 -	繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 3,809
繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 7,619	繰延税金負債（固定）合計 3,809 繰延税金負債（固定）との相殺
繰延税金負債（固定）合計 7,619 繰延税金負債（固定）との相殺	繰延税金負債（固定）の純額 -
7,619	
繰延税金負債（固定）の純額 -	
繰延税金資産の純額 95,293	繰延税金資産の純額 69,522 =====
=====	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目 15.8%
その他 0.0%	その他 0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 56.5% =====
=====	

## (企業結合関係等)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月 31日	至 平成23年3月 31日

該当事項はありません。	同 左
-------------	-----

（資産除去債務関係）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。また資産除去債務の総額は、データセンターの賃貸借契約期間満了が近づいたことに伴う見積りの見直しの実施等を主な理由とし、当期中において12,509千円減少しております。

（セグメント情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有） 割合	前事業年度		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日					
						関係内容 役員の兼 任等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	ステート・スト リート・ バンク ア ンドトラ ストカン パニー	米国 マサ チュー セッツ州 ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧 問、投 資信託 委託業 務、及 びそれ らの関 連業務	なし	なし	助言などの 投資顧問 サービスの 提供並びに 受入れ及び ソフトウェア の使用契約 及び人件 費等及び事 務手数料の 支払	投資顧問料 の受取	258,438	未収入金	33,424
								ソフトウェア 使用料の 支払	168,552	未払金	365,368
								投資顧問料 の支払	269,665	未払費用	14,565
								人件費等の 支払	191,216		
								事務手数料	694,820		
ステート ・スト リート信 託銀行株 式会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計 理の事務 サービスの 受入、兼職社 員の人件費 支払等	投資信託計 理業務委託	41,455			
							事務所賃借 料の支払	8,722			
							人件費等の 支払	59,715	未払金	3,619	

ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	263 47,703	未払金	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	14,590	未収入金	1,052
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	43,978		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	投資顧問料の受取 紹介料の受取	10,790 82	未収入金 未収収益	- 82
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツ ミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	46,435	未収入金	-
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	4,461	未払金	2,512
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ, LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	11,647	未収収益	6,394
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリア シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	9,894	未収入金	650

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1．ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 2．事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 3．役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 4．投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (2) 同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	当事業年度		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						自	至				
						平成22年4月 1日	平成23年3月 31日				
						関連当事者 との関係					
						役員の兼 任等	事業上の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・ストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	207,364 171,911 199,549 145,191 699,910	未収入金 未払金 未払費用	31,050 213,964 15,975
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	37,966 8,694 103,543	前払金 未払金	4,358 3,658
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	20,022 11,711	未収入金	477
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	44,053		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	121	未収収益	63

タッカー マン・グ ループ	米国 ニュー ヨーク州 ニュー ヨーク市	1百万 ドル	不動産 投資顧 問業務	なし	なし	投資顧問 サービスの 受入	投資顧問料 の支払	5,934	未払金	3,121
ステート ・スト リート・ グローバ ル・マー ケッツ, LLC	米国 マサ チュー セッツ州 ボストン 市	237百万 米ドル	証券業	なし	なし	E T F 商品 の紹介	紹介料の受 取	13,973	未収収益	6,701
ステート ・スト リート・ グローバ ル・アド バイザー ズ・オー ストラリ ア	オースト ラリア シドニー	8百万 オース トラリ アドル	投資顧 問業	なし	なし	投資顧問 サービスの 受入	投資顧問料 の受取	3,018		

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

#### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

(非上場)

##### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

##### (1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
自	平成21年4月 1日	自	平成22年4月 1日
至	平成22年3月 31日	至	平成23年3月 31日

1株当たり純資産 1,133,302円12銭 1株当たり当期純利益 163,200円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産 1,170,624円94銭 1株当たり当期純利益 37,322円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
--	---

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
当期純利益 (千円)	1,011,841	231,401
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	1,011,841	231,401
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
当社が設定した私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌事業年度で予定しており、翌事業年度の営業収益および営業費用が、大幅に減少する可能性があります。なお、当事業年度における上記4ファンドからの営業収益および営業費用は以下のとおりです。	該当事項はありません。
委託者報酬 4,008,136千円 支払手数料 2,614,000千円	

[次へ](#)

## 第2【その他の関係法人の概況】

## (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

## 1. 受託会社

## 名 称

中央三井アセット信託銀行株式会社

（注）平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号は三井住友信託銀行株式会社となる予定です。

（再信託受託銀行:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

資本金の額(平成23年3月末日現在)

11,000百万円

(51,000百万円)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## 2. 販売会社

## (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名 称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
かざか証券株式会社	3,000百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円 (平成22年11月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円 (平成23年3月現在)	銀行法に基づく銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。
中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円 (平成23年3月現在)	銀行法に基づく銀行業および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円 (平成23年3月現在)	保険業法に基づく損害保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円 (平成23年3月現在)	保険業法に基づく生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。

マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000百万円 (平成23年3月現在)	銀行法に基づく銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。

(2) 【関係業務の概要】

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当期計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

有価証券届出書	平成23年2月28日
有価証券報告書	平成23年2月28日
半期報告書	平成23年8月30日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年8月30日

## 独立監査人の監査報告書

平成23年1月19日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士 和田 渉

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート外国株式インデックス・オープンの平成21年12月1日から平成22年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート外国株式インデックス・オープンの平成22年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松村 直孝 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追加情報

重要な後発事項に記載のとおり、私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌年事業年度で予定しており、翌年事業年度の損益に影響を与える可能性が生じている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年1月18日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中あらた監査法人  
指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート外国株式インデックス・オープンの平成22年12月1日から平成23年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート外国株式インデックス・オープンの平成23年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 丘本 正彦 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい

る。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。